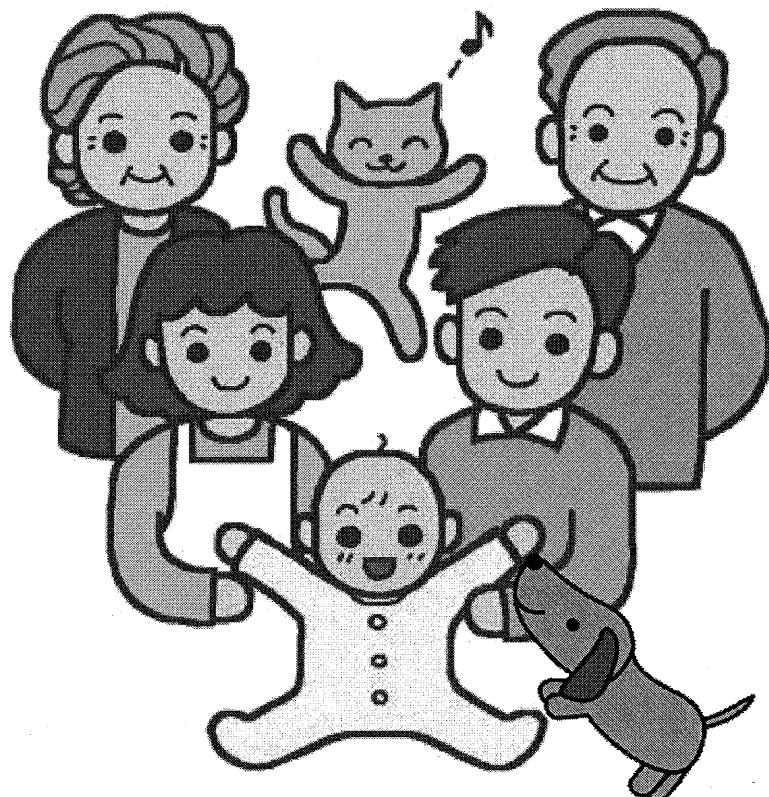


(案)

地区まちづくり協議会設立・運営手順書



平成27年7月（3版）
掛川市生涯学習協働推進課

目 次

はじめに	1
I 地区まちづくり協議会	
1 協議会の仕組み	2
2 協議会が行う活動	3
3 協議会の設立の仕方	4
参考一 広報誌の作成案	7
協議会組織構成の例	8
協議会規約例	11
各地区の規約例	16
II 地区まちづくり計画	
1 計画策定の必要性	29
2 計画の概要	29
3 計画に記載される内容	30
4 計画のイメージ	32
参考一 各地区的計画（抜粋）	36
アンケートの調査方法	44
事業の棚卸しのフォーマット	62
準備委員会の日程表	63
III 地区まちづくり協議会事業の実施	
1 事業実施の手順	64
2 事業計画と予算づくり	64
参考一 事業の具体例	66
総会の開催要領	68
IV 活動の充実・発展のために	
1 住民の参加	69
2 上手な会議の進め方	71
V 希望のまちづくり交付金について	
1 交付金の構成	76
2 申請から交付までの流れ	77
3 主な留意点	78
4 申請様式	80

はじめに

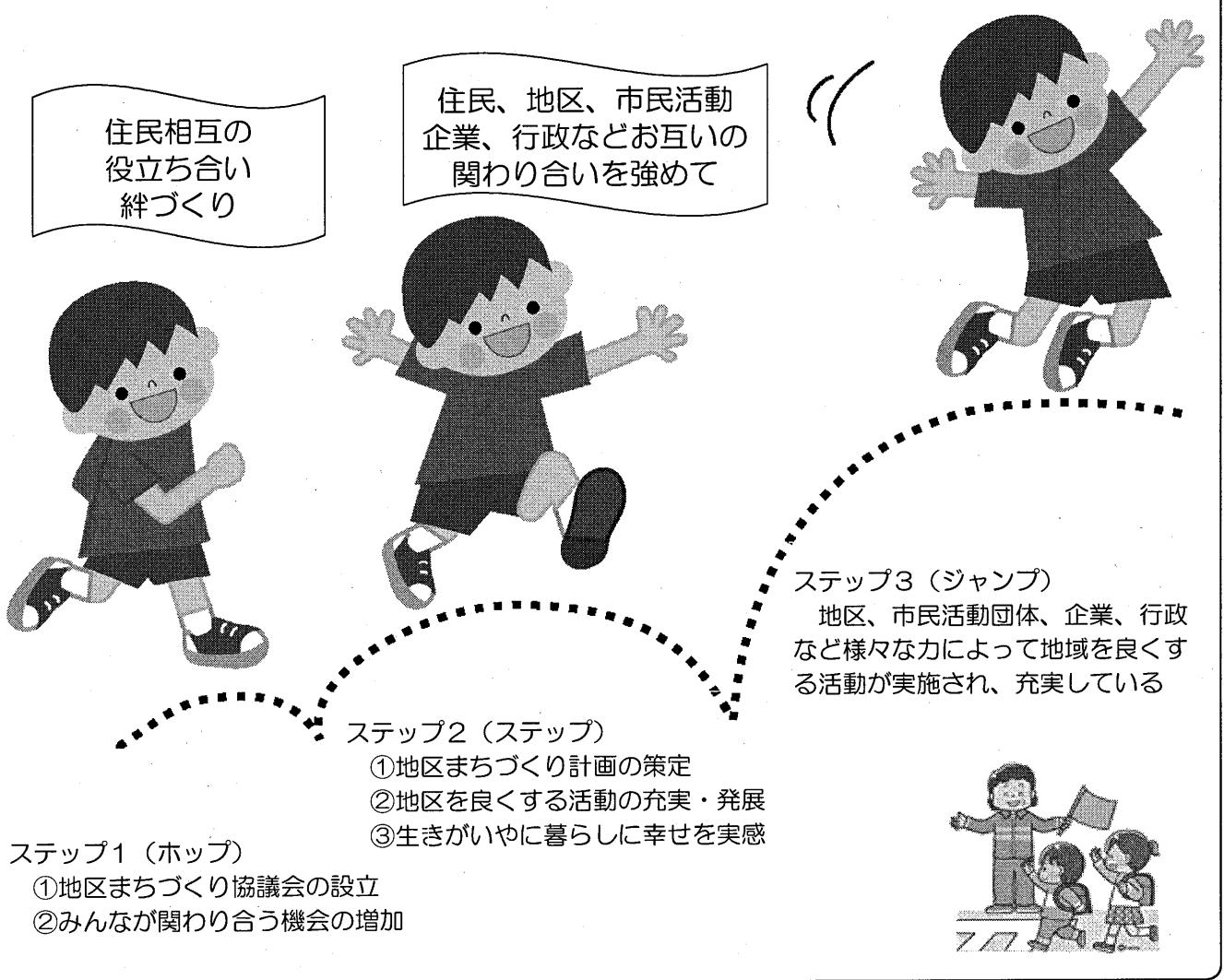
これまで、先輩市民の方々等の諸努力により発展してきた掛川市をさらに充実、発展させ、次世代に引き継いでいくために、掛川市自治基本条例（平成25年4月1日）と掛川市協働によるまちづくり推進条例（平成27年4月1日）が施行され、協働によるまちづくりがスタートしました。

超少子高齢化による人口減少、地域コミュニティの希薄化など、私達を取り巻く環境が大きく変化していく中であっても、誰もが幸せや生きがいを実感して暮らしていくためには、自分たちの住む地域をより住みやすくするためには何をどうすればいいのか、みんなで考えて行動することが必要です。

そしてこれらの活動を通じて、住民の皆さん自分が自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、支えあい、強い絆を感じる地域が実現すると思います。

さあ、皆さんそれが主役と連携し合って、良い地域づくりを進めていきましょう。

掛川市がめざす「協働によるまちづくり」の道筋



I 地区まちづくり協議会

1 協議会の仕組み

- (1)今まで特定の組織や団体の活動だけでは解決できなかった課題、担い手の不足により継続が困難になってきた活動、本当はやりたくてもやれなかつた活動等が、地域力の結集により実施することができるようになります。
(企画力・実行力の向上や担い手の確保)
- (2)協議会の設立によって多くの皆さんが関わり合うことで、生きがいや喜びを感じたり、「支え合い」や「役立ち合い」が強くなります。
- (3)地域活動への関わる間口が広がることで、同じ興味や関心事を持つ人がつながったり、地域づくりに関わる人が育つ環境を整えることになります。
- (4)多くの皆さんのが地区の将来像や解決すべき課題などを共有することで、定期的な役員交替があっても、特定の個人の資質だけに頼らない体制づくりができます。
- (5)災害死者ゼロや高齢者のお達者度県内1位などといった全市的なテーマについて、地区と行政が協働で取り組んだり、現在、行政が実施している事業でも、地区が行ったほうが効果が高いものは地区が実施することで、みんなで公共的な活動を充実・発展させていく社会ができます。

地区の充実・発展のために大事なことや
夢や希望などをみんなで話し合う場
それが「地区まちづくり協議会」



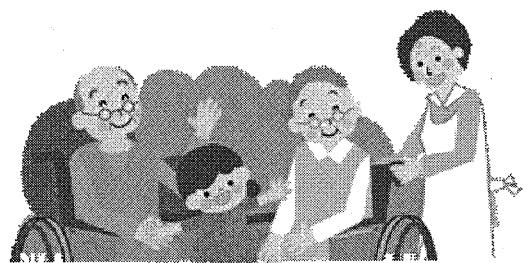
2 協議会が行う活動

- (1)地区の将来像とその実現のために自ら取り組む活動などを定めた「地区まちづくり計画」を住民の総意で決めます。
- (2)活動に必要な体制づくりを行い、多くの住民の参加してもらい活動を実施します。
- (3)計画の進行管理や事業の実施状況の評価（P D C A）を行い、より充実した活動になるよう見直します。
- (4)地区内外の各種団体と関わり合いを強くしたり、活動の担い手の発掘や人づくりを行います。
- (5)活動の状況を情報発信して、住民の地区への関心を高めます。



【南郷地区まちづくり協議会の活動例】

分野（部会）	活動内容
1 企画運営	広報誌の発行、人材バンクの設置、まちづくりへの参加者拡大PR
2 地域振興	あいさつ・児童生徒への声かけ、ユニバーサルデザインの理解推進
3 健康福祉	健康サロン、食生活改善啓発、気にかかる家庭等への声かけ
4 教育文化	交流の場や子どもが自ら担う場づくり、地域の歴史文化の伝承
5 防犯防災	減災マニュアル、命の手帳の作成、青パト、声かけ運動の実施
6 交通安全	ピカッと作戦の推進、交通安全教室の開催、安全安心マップの作成
7 環境美化	一家一鉢運動、毎月1回ごみゼロの日の制定、環境パトマニュアル



まちづくり協議会の活動は、地域の絆づくりにつながるよ！

3 協議会設立の仕方

(1)協働によるまちづくりについて、地区役員の理解を深めましょう

- ①区長会、地域生涯（地区）センター、地区福祉協議会の役員に協働によるまちづくりの必要性について理解していただきましょう。
- ②推進の中心となるメンバーの意識共有が大切です。

(2)広く住民や各種団体の方の理解を深めましょう

- ・広報やチラシを配布したり、各種団体の会議等で話題提供して、みんなの意識を高めましょう。



みんなが読みたくなるようなものをつくるのがポイントだよ！

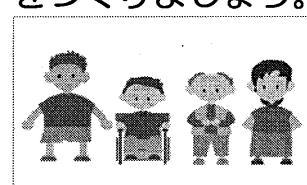
(3)設立の検討体制を整えましょう

①協議会の設置範囲

- ・地区的単位が基本となります BUT、隣接する地区でひとつの協議会を設置することもできます。地区の実情に合わせて決めましょう。

②設立準備委員会と小委員会の設置

- ・区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会の役員を中心に準備委員会を設置しましょう。（20～25人程度）
- ・準備委員会で協議する「たたき台」をつくる「小委員会」をつくりましょう。（10人程度）
- ・女性や若者にも積極的に参加してもらいましょう。

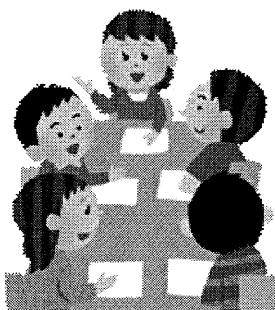


(4)協議会の構成員を決めましょう

- ①区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会、民生委員、シニアクラブ、市民活動団体、PTA、子ども会、消防団などが考えられます。
- ②決めた構成員は、後の理事会構成員となります。しかし、最初から幅広でなくとも、段階的に或いは必要に応じて構成員となっていただくことも良いです。

(5)地区の理想の姿（将来ビジョン）を考えてみましょう

- ①地区にとって大事なことや、こうなったらいいな、ああなったらいいなという夢や希望、理想の姿を話し合いましょう。理想の姿が見えると、事業計画がたてやすくなります。
- ②広く住民の意見が反映できるよう、アンケートやワークショップを行うことも非常に効果的です。



(6)既存の活動を再確認しましょう

- ・地区の理想の姿に照らして、現在の活動を次のように分類してみましょう
ア)これまでどおり実施したほうがよいもの。
イ)個々の活動団体よりも協議会単位で行った方が企画力・実行力が増して、効果的・効率的に実施できるもの。



今までの事業の中に、たくさんヒントが隠されているよ！

(7)新たな活動を考えてみましょう

- ①地区の理想の姿を実現するため、これから必要となる活動があれば、実施を考えてみましょう。
- ②無理なく楽しくできることを基本にすることが、継続的な活動のコツです。

(8)地区まちづくり計画をつくりましょう

- ・(5)(6)(7)の検討結果を、計画としてまとめてみましょう。

(9)組織体制を考えましょう

- ・既存の組織を最大限生かしながら、役割分担を考えてみましょう。

(10)組織の人員配置を考えてみましょう

- ①広く住民や団体の構成員が参加し、特定の個人だけに負担がかからないような体制にしましょう。
- ②協議会の中心となる事務局機能・体制を検討しましょう。

※事務局機能の例：

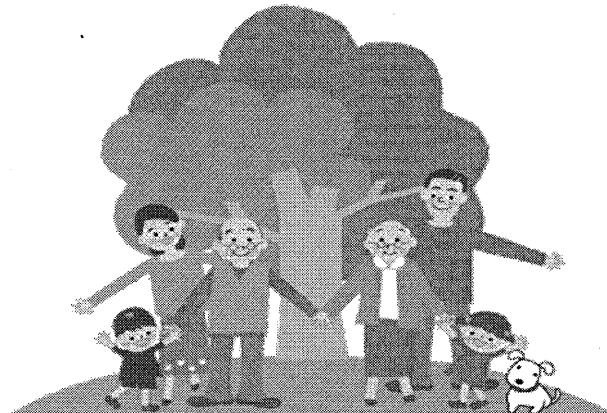
- ア)企画・調整（活動計画の企画立案と実施のための段取り）
- イ)事業の執行（地区まちづくり計画の進捗管理、各種連絡調整など）
- ウ)庶務・経理関係（上記会議書類の作成、経理事務など）

(11)規約を設けましょう

- ・これまでの検討結果を、規約としてわかりやすくまとめてみましょう。

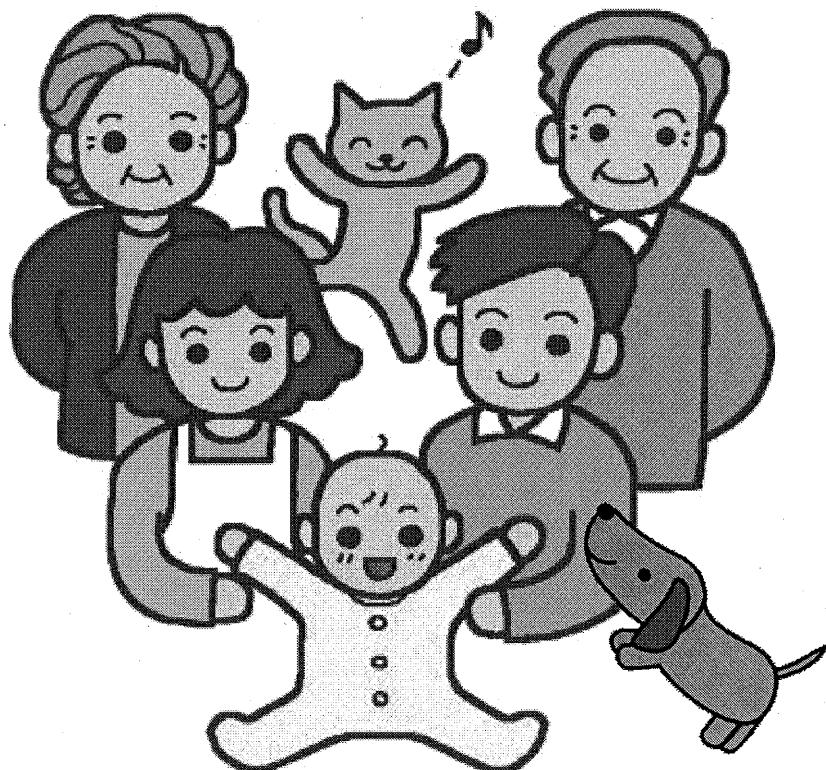
(12)その他

- ・必要に応じ、モデル地区や先行的に取り組む地区等を見学してみましょう。



「地区まちづくり協議会」設立にあたっての共通ルール

- ①規約を定めます。また、規約には、次のことを定めるよう検討します。
 - ・名称（〇〇地区まちづくり協議会）、活動目的、活動区域、活動内容、事務所の所在地、代表者等に関する事項、構成組織に関する事項、総会等に関する事項、事務局設置に関する事項、会計に関する事項、監査の設置に関する事項
- ②設置範囲は地区（複数地区で1協議会設置也可）
- ③構成は、地区（区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会）または、地区と市民活動団体等
- ④活動の制限がある（宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動を除く）
- ⑤区長会がイニシアティブをとるとともに、多様な団体を入れるよう努めます。
- ⑥人材育成の考え方を位置づけます。
- ⑦代表者は、地区に精通した人を総会など住民の総意で選考し、任期は2年以上とします。



一参考一 広報誌の作成案

みんなが読みたくなるような
広報誌をつくってみよう！！

○○地区まちづくり
協議会だより

第1号

発行

平成○○年○○月○○日
○○地区まちづくり協議会

○○地区まちづくり協議会が 発足しました。

平成○○年○○月○○日、○○地区において、○○地区まちづくり協議会設立総会が○○名の参加により盛大に開催されました。今後○○地区の住民自治の活動に向けて地域住民や各種組織・団体と協働して取り組んでいけるまちづくりを進めていきます。

会長あいさつ

「○○の実現」を目的に○○地区まちづくり協議会が設立されてから、○ヶ月が経過しました。試行錯誤を繰り返す中、役員の皆さんとともに活動を進めてまいりますので、皆さまの建設的なご意見と暖かいご支援をお願いし、ご挨拶いたします。

○○地区まちづくり協議会
会長 ○○ ○○

平成○○年度役員体制

会長	○○	○○	△△地区
副会長	○○	○○	△△地区
会計	○○	○○	△△地区
監査	○○	○○	△△地区

活動予定

企画運営

- ・広報誌の発行
- ・人材バンクの設置

地域振興

- ・声かけ運動
- ・餅つき大会

健康福祉

- ・いきいき健康サロン
- ・食生活改善活動

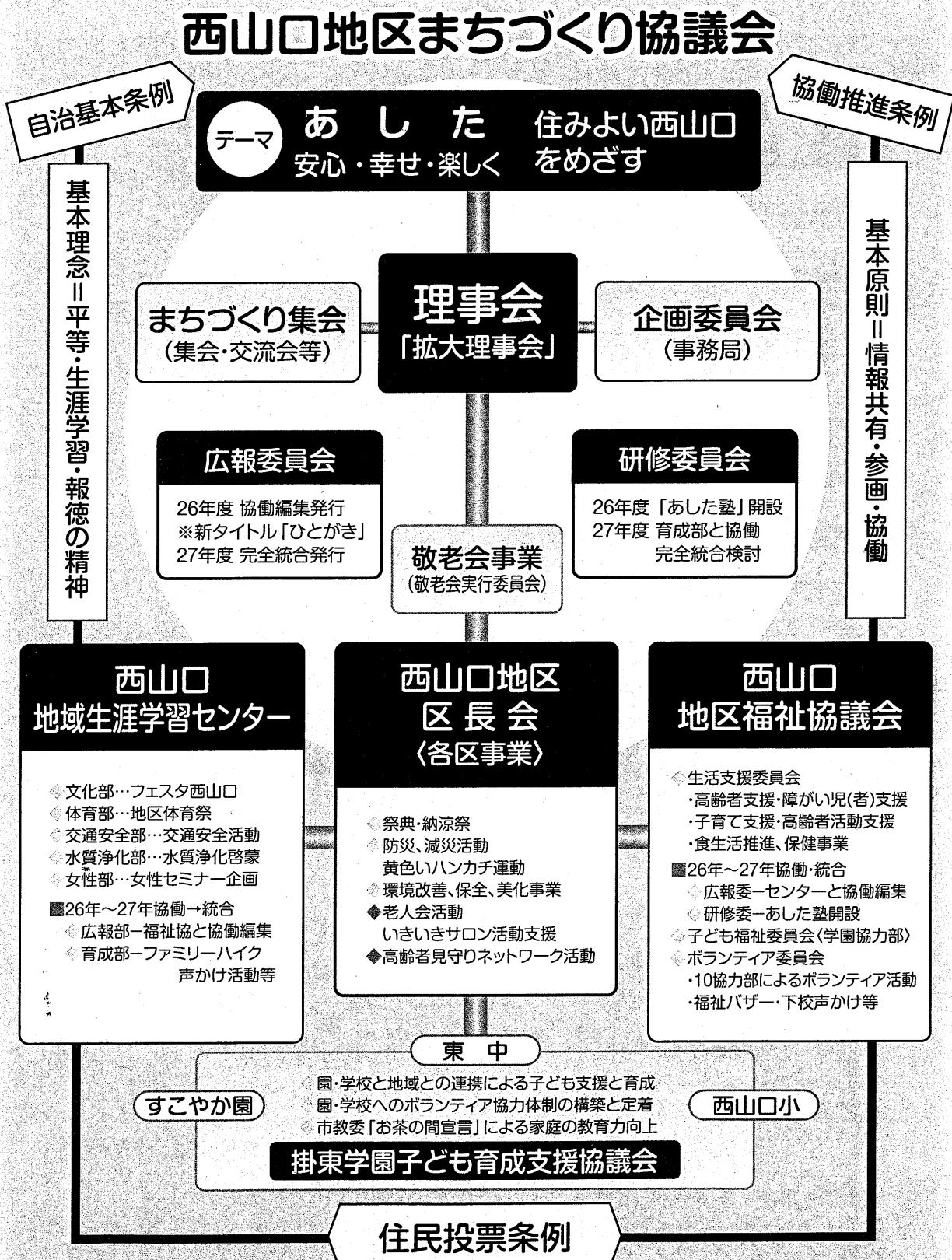
文字は、大きく簡潔にまとめるのがポイントだよ！



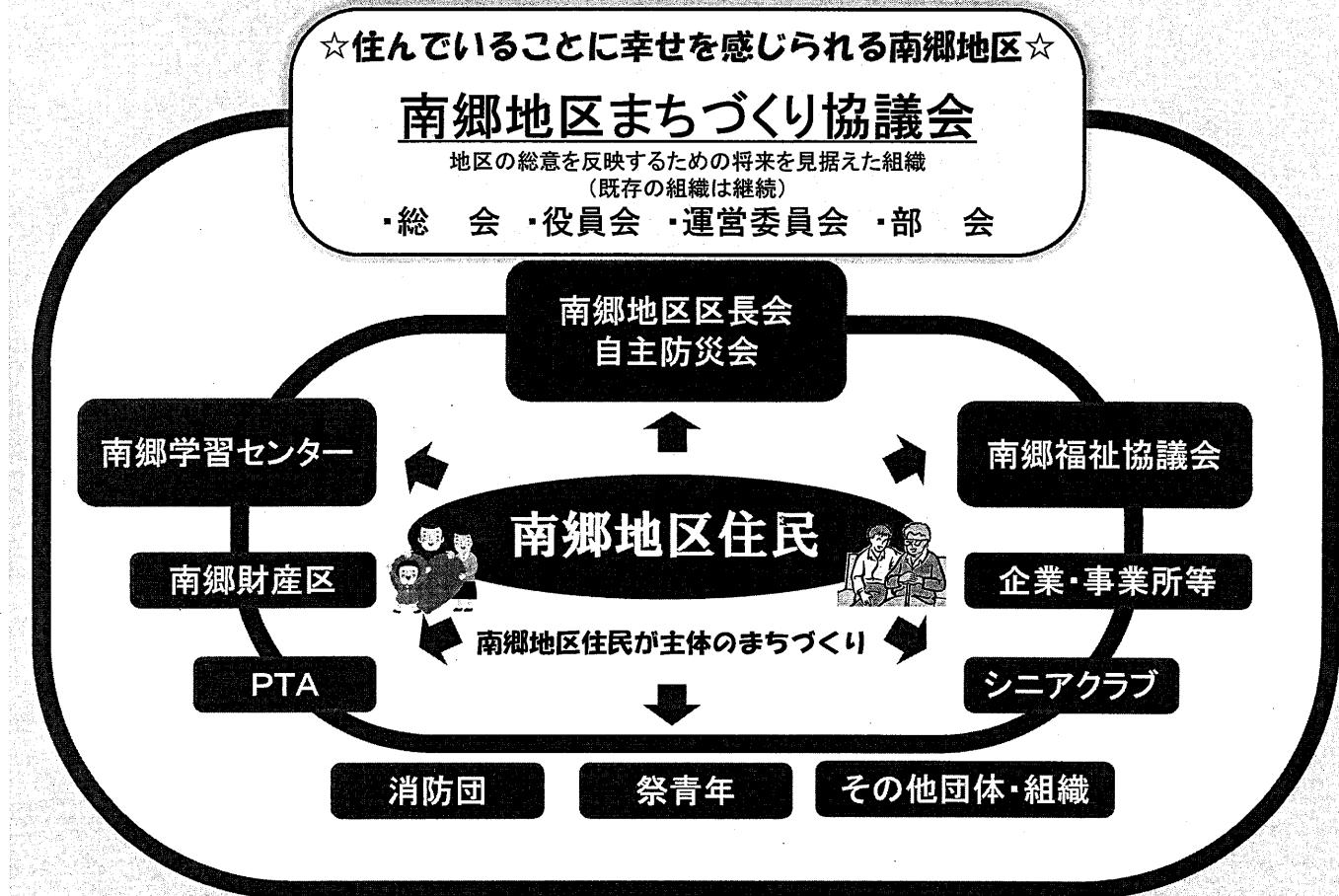
地区まちづくり協議会組織構成の例 (部会を設置しないケース)

西山口地区まちづくり協議会運営組織図 平成26年6月15日

これは、西山口まちづくり協議会の組織構成や学習センター、福祉協議会並び掛東学園子ども育成支援協議会等の関係図です。昨年広報に掲載した時点のものを簡略化したものです。もう一度ご覧下さい。

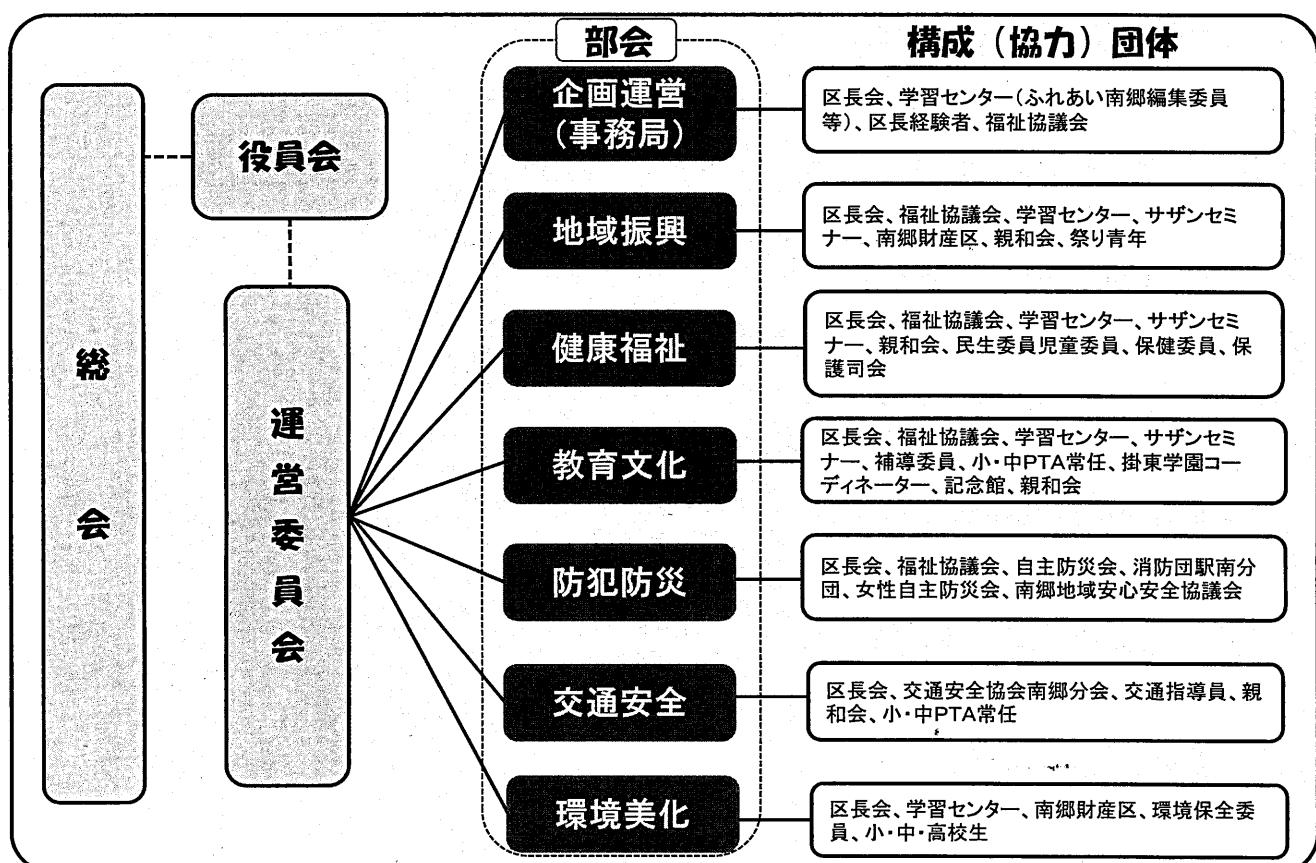


南郷地区まちづくり協議会構成図



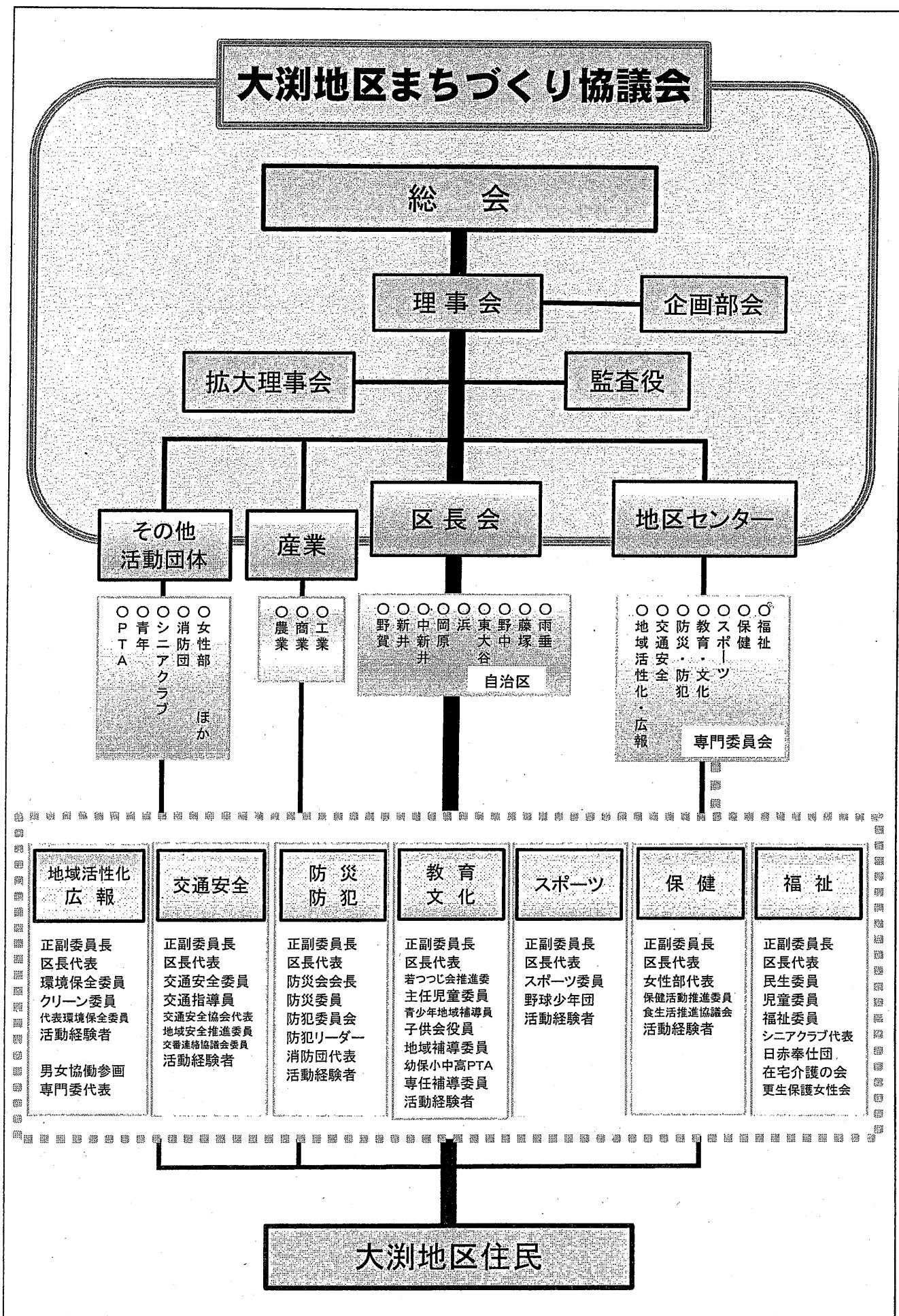
(部会を設置するケース)

南郷地区まちづくり協議会組織図



(地域生涯学習センター(地区センター)を生かすケース)

大渕地区まちづくり協議会 組織図



一参考一

（例）〇〇地区まちづくり協議会規約（例）

※ 部会を設置しない場合は関係項目を外してください

（名称）

第1条 本会は、〇〇地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、〇〇地域生涯学習（地区）センターに置く。

（目的）

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して、地域課題の解決等により、今よりさらに住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

協議会の活動内容にあわせてお考えください。

（区域）

第4条 協議会の区域は、〇〇地区的範囲とする。

（構成組織）

第5条 協議会は、〇〇地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条1項の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

構成の主体は地区であるため、区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会の地縁組織は必ず構成員となります。

また、地区が主体であるため、原則として自治区に加入している市民等で構成されることを基本とします。

（事業）

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

上記以外にも、地域の実情に合わせて規定してください。

（組織）

第7条 協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監査を置く。

地域の実情に合わせて組織を設置してください。

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 理事 ○人
- (4) 部会長 ○人
- (5) 会計 ○人
- (6) 事務局長 1人
- (7) 監事 ○人

地域の実情に合わせて役員を設置してください。

(役員の決定)

第9条 会長、副会長、会計、事務局長及び監事は、理事会において選出し、総会で承認を得る。

2 理事は、別表に定められた者をもって充てる。

3 部会長は、各部会で選出し、総会で承認を得る。

協議会役員の選出方法については、構成員の意思に基づいて民主的に選任される必要があります。また、会長は、地区区長会長などの充て職とすることも考えられます。

なお、監事は、会長ほかその他役員と兼務することは避ける必要があります。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 部会長は、専門部を代表し、部内事務を統括する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

地域の実情に合わせて職務を記載してください。また、監事は地区で設置しますが、地域主体のまちづくりの上では、住民への情報公開が大変重要になります。

(役員の任期)

- 第11条 協議会の会長の任期は、2年とする。
- 2 協議会の副会長、理事、部会長、会計、事務局長及び監事の任期は、〇年とする。
- 3 役員は、再任されることがある。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

代表者の任期は、継続性の観点から、2年以上でお願いします。
その他の役員については、代表者同様、複数年が望ましいと思いますが、地域の実情に合わせて記載してください。

(相談役)

- 第12条 協議会は、必要に応じて、総会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(総会の種別)

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

- 第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は〇人以内とし、代議員は、別表に定められた者をもって充てる。

総会の構成は、構成員の総意をできる限り反映できるよう地域の実情に合わせて構成する必要があります。例えば、代議員は、区長以外の自治区から選出された方（副区長など）を中心とし、各種団体代表者などを入れることも考えられます。

(総会の開催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の〇分の〇以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

地域の実情に合わせて記載してください。

(総会の招集)

- 第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇〇日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

地域の実情に合わせて記載してください。

(総会の定足数)

- 第17条 総会は代議員の〇分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

- 第18条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

地域の実情に合わせて記載してください。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(理事会の構成)

第22条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第24条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

理事会の権能等地域の実情に合わせて記載してください。

(部会の構成)

第25条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 地域振興部会
- (2) 防災防犯部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 教育文化部会
- (5) 環境産業部会

2 部会は、〇〇地区においてまちづくりを行う団体等及び構成員で構成する。

3 部会長は、各部会を構成する者の中から選出する。

部会の設置の有無、部会を設置する場合の名称等は、地域の実情に合わせて記載してください。

(部会の役割)

- 第26条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。
- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。
- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
 - (3) その他部会運営等に必要な事項に関すること。

(経費)

第27条 協議会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

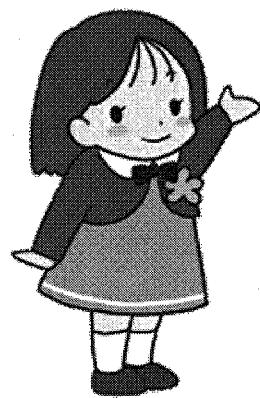
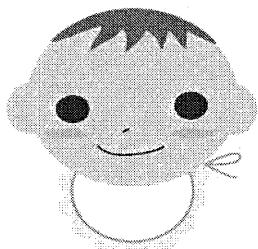
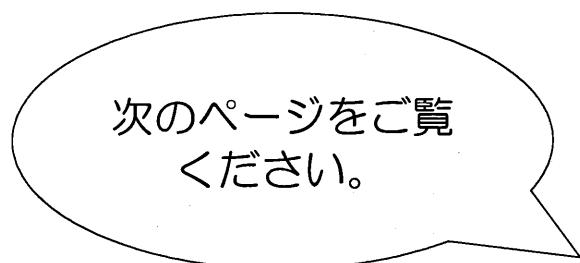
別表（参考例）

理事 地区区長会長、区長、地域生涯学習（地区）センター長・事務長、地区福祉協議会長・企画委員長、財産区議長、PTA代表、消防団代表、民生委員代表、祭青年代表、シニアクラブ代表、農協女性部代表、農協青年部代表、農業委員、女性公募者、学園コーディネーター

代議員 副区長・会計、区から〇人、自主防災会長、財産区役員、民生委員保健委員、区祭青年役員、神社総代、区内NPO代表、企業代表、スポーツ少年団役員

一参考一

各地区の規約例



西山口地区まちづくり協議会 規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会の名称は、西山口地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）

(事務局)

第2条 本会の事務局は、掛川市西山口地域生涯学習センターに置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 西山口に居住するすべての地区民。
- (2) 地域内の団体・事業所に所属する個人。

(目 的)

第4条 (1) 本会は、掛川市自治基本条例の理念（生涯学習・報徳の精神）及び基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、会員が連携して西山口地域づくりを目指すものとする。

(2) 本会は、西山口地区区長会（自治活動）・西山口地域生涯学習センター・西山口地区福祉協議会の三者が、(1)の目的を達成するために連携を密にし、それぞれ独自の事業を展開しつつ地域住民の生活・文化・福祉・連帯の向上に寄与するものとする。

(3) 本会は、掛東学園子ども育成支援協議会の「学校・家庭・地域が思いを一つにし、地域の将来を担う子どもたちのすこやかな育成を図り、地域づくりを進める」という目的を念頭におき、自治基本条例の具現と共に一体としてとらえ、よりよい地域づくりに邁進するものとする。

(本会との連携団体)

第5条 本会は、目的を達成するために、掛川市を初め地域内の各種団体・企業（事業所）・商店及び公共施設等との可能な限りの連携、交流により、事業の協働推進を図る。

(事 業)

第6条 本会は、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する基本的な事業の企画運営
 - ①人材育成に関わる諸事業
 - ②意見交換会等地域集会に関する事業
 - ③敬老会事業
- (2) その他会長が認める事業

第2章 組織（役員）

(役員と任期及び補充)

第7条 (1) 本会に置く役員は、以下のとおりとする。

- ① 会長・・・・・・・1名
- ② 副会長・・・・・・・若干名（地区内適任者または充て職も可とする）
- ③ 企画委員長・・・・1名（地区内適任者）

- (4) 副企画委員長・・・若干名（地区内適任者）
- (5) 企画委員・・・・・・若干名（地区内適任者）
- (6) 会計・・・・・・・・1名（地区内適任者または充て職も可とする）
- (7) 理事（別表1による）
- (8) 監事・・・・・・・・2名（区役員・センター・福祉協議会役員等経験者）
- (9) 相談役・・・・必要に応じて置くことができる。
- (10) ほか必要とする役員 ワーキング委員及びソーター等
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
但し、特別な事情のない限り、原則として最長3期6年とする。
- (3) 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 企画委員は、正副企画委員長の指示を受け、事務・事業を処理する
- (4) 正副企画委員長は、事業の立案、提案及び各種団体との調整、連絡を行う。
- (5) 会計は、経理を担当する。
- (6) 監事は本会の庶務会計を監査する。
- (7) 相談役を置いた場合は、本会の重要案件等必要に応じて会長等の相談を受ける。

(役員の選出)

第9条 各団体の役員・理事等の選出については、役員選考委員が責任をもって選出する。
なお、学習センター、福祉協議会の委員選出についても同様とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び拡大理事会
- (2) 企画委員会
- (3) 事務局会
- (4) 専門委員会（研修育成委員会・広報調査委員会）
- (5) 敬老会実行委員会
- (6) その他必要と認める会議や集会
- (7) 会議は、役員の過半数を以て成立する。

(理事会)

第11条 理事会の構成と内容

【構成】 理事会の構成は別表1のとおりとする。

【内容】 次に示す事項について協議し、決定・承認する。

- (1) 事業の起案、推進に関する事項
- (2) 中・長期計画の策定

- (3) 財源措置及びその予算の執行、決裁
- (4) 敬老会実行委員会の招集と敬老会の企画、運営
- (5) 規約・内規の制定・改廃に関する原案の作成及び承認
- (6) 構成員の選任、退任等に関する事項
- (7) 各機関及び各種団体等との連絡調整や情報交換
- (8) 本理事会に、必要に応じて議員及び相談役等の出席を依頼して意見を求めることができる。

(企画委員会)

第12条 企画委員会の構成と内容

【構成】 企画委員会の構成は別表1のとおりとする。

【内容】 第11条【内容】に示す事項について協議し、理事会へ提案する。

(事務局会)

第13条 (1) 事務局会の構成と内容

【構成】 会長・正副企画委員長・企画委員・会計

【内容】 企画委員会及び理事会への提案事項作成及び実務全般、情報交換等を行う。

- (2) 事務局センターを置くことができる。

(専門委員会と事業内容)

第14条 事業の推進に当たる専門委員会を置く。

(1) 移行期間は、平成25年度時点の各組織を基盤に推進し、協働、共催できる事業から試行する。

(2) 移行期間の検討による組織編成により、移行後は必要な専門部会を設置する。

(1) 研修育成委員会

【構成】 ワーキング部会(地区適任者)、地区選出委員及び地区内団体役職者

【内容】 人材育成講座「あした塾」の企画運営

　　ファミリーハイキング企画、実施

　　ひと声運動、街頭補導、地区内防犯パトロールの企画・実施

　　その他人材育成に関する事項の企画・実施

(2) 広報調査委員会

【構成】 ワーキング部会(地区適任者)、地区選出委員

【内容】 広報「ひとがき」編集、発行

　　住民意向調査・各種調査情宣・情報発信、受信

(会議の役割と機能)

第15条 会議の役割と機能

- (1) 会議は、会長が招集する。
- (2) 理事会及び企画委員会は、定期的に開催する。
- (3) 事務局会は、週あるいは隔週に1回程度持ち、基本事項の立案、実務及び情報交換等を行う。
- (4) 会議は、その構成員の2分の1以上の要求、若しくは区長会から提案があった時は、開かなければならぬ。

第4章 経費(予算及び決算)

(経費)

第16条 本会の経費は、次の収入を以て充てる。

(1) 掛川市からの交付金及び区長会からの助成金

(2) 事業収益金や寄付金

(3) その他の収入

(役員の出張旅費等)

第17条 理事・役員等の旅費等については内規に定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わる。

第5章 雜則（その他）

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で協議し別に定める。

- (1) 規約の改廃は、企画委員会を経て理事会で承認、決定する。
- (2) 移行期における諸般の事情による規約上の課題は、理事会で協議、決定する。
- (3) その他の必要事項は内規に定める。

附則 この規約は、平成26年6月15日から施行する。

平成26年7月7日 一部改正

平成27年3月23日 一部改正

別表1(第11条、第12条関係)

理 事	人 数	企画委員会構成	人 数
会 長	1	会長	1
副会長 ・区長会副会長 ・学習センター長 ・福祉協議会長	3	副会長 同左	3
各区長	5	企画委員長	1
まちづくり正副企画委員長	3	副企画委員長	3
企画委員	若干名	企画委員	若干名
会計	1	会計	1
学習センター事務長	1	事務局サポートー	若干名
福祉協議会副企画委員長	1		
女性適任者	若干名		
ほか必要とする役員・適任者	若干名		

※27年度は移行期でもあり、上記役員は検討により、よりよい構成になるよう以降変更することがある。

南郷地区まちづくり協議会規約

前 文

1960年代の初頭、南郷地区は田畠がその殆んどを占め、人口規模も234世帯、人口1,247人でしたが、2014年4月時点で2,263世帯、人口も5,560人を数える地域へと発展しました。

一方、そうした人口増などの時代の変化に伴い、住民ニーズも多様化、複雑化している今、「住んでいることに幸せを感じられる南郷地区」のまちづくりに向け、いわば区民総ぐるみによる組織編制が求められています。

それは、支えあう絆の強さを深めることでもあります。支えあいは、一方通行ではありません。

地域が、何をしてくれるかを問うのではなく、地域に対し何ができるかを考え、行動することでもあります。

南郷地区では、これまで区長会を中心に地域生涯学習センターと地区福祉協議会が三位一体となって、夫々が持ち味を活かし事業を推進してきました。

しかし、昨年施行された掛川市自治基本条例を契機に、その制定趣旨である市民主体の協働によるまちづくりを推進する必要があります。

そのため、これまでの三大組織に加え、南郷地区内にある全ての組織・団体・企業・教育機関の他、地区のことについて関心を持つ意欲的な区民の方々にも年齢・男女の別なく参加していただき、地区の公共的課題について議論を深め、解決することが出来る「南郷地区まちづくり協議会」を組織することとします。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、南郷地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、南郷地域生涯学習センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会の目的は、南郷地区に居住する住民(以下「住民」という)が互助互恵の精神をもって協力しあい、安全で安心して生活出来る住み良い協働のまちづくりにより、住民相互の親睦と交流をはかり、南郷地区(以下「地区」という)の将来ビジョンに限りなく近づくこととします。

(構 成)

第4条 協議会は、住民並びに地区内で地域振興活動を展開する団体および事業所をもって組織する。

2 団体及び事業所は、この会の趣旨に賛同し、新規加入を希望するときは、運営委員会の承認を得て加入することができる。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、新たな公共的課題の把握、模索及び解決に努めるとともに、次に示す(1)～(12)の事業を実施する。

2 協議会は、事業の推進にあたっては、既存の組織や団体の活動を最大限に生かしつつ、地区全体で取り組むことが望ましい事業について実施するものとする。

- (1) 地区住民相互の親睦、および交流に関すること。
- (2) 組織の充実、および活動に関すること。
- (3) 社会福祉、社会教育に関すること。
- (4) 健康、保健衛生、生活環境に関すること。
- (5) 防災、防犯に関すること。
- (6) 交通安全運動に関すること。
- (7) まちづくり計画の策定に関すること。
- (8) 行政、および諸団体との連携に関すること。
- (9) こども育成支援に関すること。
- (10) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (11) 支援、協力事業に関すること。
- (12) その他、この会の目的達成のために必要なこと。

第2章 運営

(役員の構成)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長	1人
(2) 副会長	4人
(3) 部会長	7人
(4) 総務	1人
(5) 会計	1人

2 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任されることができる。

4 必要に応じ総会の承認を得て、相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第7条 各役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 総務は、協議会の総務を担当し、会務の運営にあたる。
- (4) 会計は、協議会の経理に関する業務を行う。
- (5) 顧問は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(役員等の選出)

第8条 会長及び副会長は、役員会の互選によりこれを定め、総会の承認を得る。

2 総務及び会計は、運営委員会で選出し総会の承認を得る。

3 部会長は、会長が委嘱する。

4 運営委員は、役員会で選出し総会に報告する。

(監事)

第9条 協議会に、監事2人を置く。

- 2 監事は、運営委員会で選出し総会の承認を得る。
- 3 監事の任期は、3年とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(組織)

第10条 協議会に、次の組織を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 部会

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 総会、役員会、運営委員会及び部会の構成員は、別表のとおりとする。

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は毎年一回、会長が召集し会長が議長となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催することが出来る。
 - (1) 会長が必要と認める場合。
 - (2) 総会構成員の三分の二以上の請求があった場合。
- 3 総会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画および事業報告、予算審議および決算の承認に関する事項。
 - (2) 役員の承認に関する事項。
 - (3) 規約の改廃に関する事項。
 - (4) その他、協議会に関し必要な事項。
- 4 総会は、委任状を含む構成員の三分の二以上の出席をもって成立するものとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認める場合に開催する。

- 2 役員会は、協議会事業運営上の重要課題や緊急を要する事項について協議し、必要に応じて運営委員会および総会に諮ることが出来る。

(運営委員会)

第14条 運営委員長は、会長が務める。

- 2 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合に開催する。
- 3 運営委員会は、事業計画の作成と予算編成にあたるとともに、その他、会務運営上必要な事項について協議し、決定することが出来る。
- 4 監事は、運営委員会に出席し意見を述べることができる。

(部会)

第15条 部会は、部会長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 部会は、第3条の目的達成のための実行機関として、第5条の事業を遂行するための活動を行うとともに、予算を執行する。

3 部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により選任する。

第3章 会 計

(会 計)

第16条 協議会の経費は、掛川市からの交付金、区長会、地域学習センターおよび地区福祉協議会等からの事業補助金、事業委託金等の収入をもって充てる。

(経 費)

第17条 事業計画の推進にあたり要した必要経費については、別に定める実費を支給する。この場合、事前に会長の承認を得るものとする。なお、経費の総額は当該年度の収入額の25%を上限とした範囲内とする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 会計は、年度終了後すみやかに収支決算書を作成し、総会に報告するとともに区民に公表しなければならない。

(会計監査)

第19条 会計監査は、毎年決算期に監事が行う。ただし、必要な場合は臨時に行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

第4章 そ の 他

(書類の整備)

第20条 協議会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。

- (1) 南郷地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿及び関係書類
- (4) 総会、運営委員会及び役員の記録
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿

(保存期限)

第21条 書類の保存期限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 南郷地区まちづくり協議会規約 永久
- (2) 役員名簿 5年
- (3) 金銭出納簿及び関係書類 7年
- (4) 総会、委員会及び役員会記録 5年
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿 5年

(補 足)

第22条 この規約に、定めのない事項については、運営委員会に於いて補足することができる。

(附 則)

第23条

この規約は、平成27年2月14日から施行する。

大渕地区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、大渕地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大渕地区センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会は、掛川市自治基本条例の理念「生涯学習・歴史文化の尊重」および基本原則「情報の共有・参画・協働」に基づき、地区住民が連携して誰もが住みたくなるよい大渕地区のまちづくりを目指すことを目的とする。

また協議会は、この目的達成のため大渕地区区長会、大渕地区センターをはじめとする団体等と連携・協力して地域の課題解決に努める

(区 域)

第4条 協議会の区域は、大渕地区とする。

(構成員)

第5条 協議会は、大渕地区内に居住する住民及び大渕地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。
 2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。
 3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事 業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、大渕地区区長会、大渕地区センターおよびその他団体等のそれぞれの活動を通して、次の事業を行う。
 (1) 地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、
 地区内調整、実施等に関すること。
 (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
 (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
 (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
 (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
 (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(組 織)

第7条 協議会は、総会、理事会、拡大理事会および企画部会をもって構成する。
 2 協議会に事務局を置く。
 3 協議会に監査役を置く。

(役員の種別)

第8条 協議会に次の役員を置く。

1 理事会役員（全員理事となる。）	
(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名
(3) 理事区長	9名
(4) 地区センター長および事務長	2名
(5) 理事専門委員長	7名
(6) 理事農業委員	1名
(7) 理事商工委員	1名
(8) 会計	1名
(9) 事務局長	1名
計	25名 以内

2 拡大理事会として次の者を委員として定める。	
1 項(3)の区長を除く、但し、正副区長会長を含み、	18名以内
(1)～(9)の理事会役員	1名
(10) 民生委員代表	1名
(11) 女性部代表	1名
(12) 若つじ学園大渕地区コーディネーター	1名
(13) P T A (保・幼・小・中学) 代表	4名
(14) シニアクラブ代表	1名
(15) 消防団代表	1名
(16) 青年部代表	1名
	計
	28名以内目途
3 監査役	2名

(役員の決定)

- 第9条 会長、副会長、会計、事務局長および監査役は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
- 2 理事区長は、各区より選出された者をもって総会で承認を得る。
 - 3 理事農業委員及び理事商工委員は、理事会において選出し、総会において承認を得る。
 - 4 理事専門委員長は、各専門委員会で選出し、総会で承認を得る。

(役員の職務)

- 第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。
- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
 - (4) 理事専門委員長は、専門部を代表し、委員会事務を統括する。
 - (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
 - (6) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
 - (7) 第8条(10)以降の拡大理事会委員はそれぞれの選任分野を代表し、会務の執行にあたる。
 - (8) 監査役は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第11条 協議会の会長の任期は、原則1期2年とし、最長3期6年とする。
- 2 協議会の副会長、全理事、会計、事務局長及び監査役の任期は、原則2年とする。
 - 3 役員は、重任、再任ができる。
 - 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

- 第12条 協議会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(総会の種別)

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

- 第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。
代議員の定数は80名以内とし、代議員は別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

- 第15条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 代議員の2分の1以上の者から目的事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

- 第16条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の二週間前までに文書をもって通知しなければならない。
 - 3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求があつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

- 第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状含む。）をもって成立する。

(総会の議長)

- 第18条 総会の議長は、理事会役員の中から選出する。

(総会の議決)

- 第19条 総会の議事は、出席した代議員（委任状含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

- 第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 事業計画、予算、決算に関する事項。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関する事項。
 - (3) 役員の承認に関する事項。
 - (4) 地区まちづくり計画に関する事項。
 - (5) その他必要と思われる事項に関する事項。

(理事会の構成)

- 第21条 理事会は、監査役を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

- 第22条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

- 第23条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要する事項。
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(拡大理事会の構成)

- 第24条 拡大理事会は、監査役を除く理事および拡大理事会委員をもって構成する。

(拡大理事会の招集と議長)

- 第25条 拡大理事会は、会長が必要の都度年数回の範囲内で招集する。
- 2 会長は、拡大理事会の議長となり、議事を整理する。

(拡大理事会の審議目的)

- 第26条 拡大理事会は、主に理事会審議事項についての拡大理事会委員への周知および理事と拡大理事会委員との意見交換の場とし、広く委員の意見の把握に努め、理事会議事審議に一層の検討の幅をもたせることを目的とする。

(企画部会の構成)

- 第27条 企画部会は、会長、副会長、若干名の区長および副区長、会計並びに事務局長を主とし、これに別途理事会で定める委員を加え、10名を目途に構成する。
- なお、審議する議案により有識者等を出席させることができる。

(企画部会の招集と議長)

- 第28条 企画部会は、会長が月1回ないし2ヶ月に1回を目途に招集し、必要な場合は都度招集することができる。
- 2 会長は、企画部会の議長となり、議事を整理する。

(企画部会の審議目的)

第29条 企画部会は、大渕地区まちづくり計画に関する組織、実行計画、予算等の広範囲な内容について基本的な検討を行い、もってそれを推進すべく理事会等への企画提案等を行うことを目的とする。

(専門委員会の位置、構成)

第30条 専門委員会は大渕地区センター組織内に位置し、代表である委員長が理事として、協議会に参画する。

専門委員会

- (1) 地域活性化・広報委員会
- (2) 教育・文化委員会
- (3) 交通安全委員会
- (4) 防災・防犯委員会
- (5) 保健委員会
- (6) スポーツ委員会
- (7) 福祉委員会

(専門委員会の役割)

第31条 専門委員会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 専門委員会の具体的役割等は大渕地区センター規約による。

(経費)

第32条 協議会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第33条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第34条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(議事録および議事録署名人)

第35条 総会、理事会および拡大理事会の議事録には、日時、場所、議決事項およびその内容等を記録し、議事録署名人として出席した正副会長、正副区長会長並びにセンター長は記名捺印する。

2 議長は出席する協議会役員を議事録作成者に指名できるものとする。

(監査)

第36条 監査役は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。

(委任)

第37条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

付 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別表(ご参考) 大渕地区まちづくり協議会役員

理事(代議員)

協議会会长、協議会副会长(2名)、区長会長、副区長会長、区長、地区センター長、事務長、農業代表、商工代表、各専門委員長(7名)、会計、事務局長 25名目途

拡大理事会委員(代議員)

民生委員代表、女性部代表、PTA代表(保・幼・小・中学)、シニアクラブ代表、消防団代表、青年部代表、若つじ学園大渕地区コーディネーター 10名目途

代議員

副区長、各区会計、各専門副委員長、各区女性部代表、 40名目途

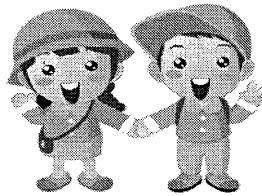
総会対応代議員 約80名以内を目途

監査役

2名

Ⅱ 地区まちづくり計画

1 計画策定の必要性



より良い地域づくりのためには、人ととのつながりを大切にしながら、お互いに支え合い、役立ち合うことで、地域の絆を強めていくことが大切です。

また、「安心して暮らせる」、「住んで良かった」、「地域に誇りが持てる」という地域づくりのためには、みんなで考え、たくさんのアイディアを出し合い、自分たちの地域は自分たちで良くしていくという意識や行動が欠かせません。

地域のことを一番よくわかっている地域住民の皆さんのが、自分たちの地域のことを考え、決定し、行動するために必要な計画が「地区まちづくり計画」であり、今後の地域づくりの方向性を示す柱となるものです。

2 計画の概要



まちづくり計画は、自分たちの地域をよくするためにつくるんだ！

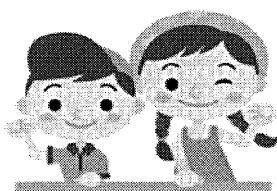
(1)住みやすい地域をつくっていくために、住民自らが策定する計画です。

- ①地区の課題を地区住民の全員が共有して活動していくことで、民主制と実効性を兼ね備えた地区まちづくり協議会の発展につながります。
- ②計画をもとに、地域でできることを実践していくことで、地区への関心、絆や連携が深まり地域力の向上につながります。
- ③地区まちづくり計画を地区のみんなでつくり上げる体験と家庭の中で、新たな人材の発掘や仲間作りが期待できます。
- ④地区でできること、行政がやるべきこと、早期にできること、中長期的なこと、優先順位・負担の程度なども明確にすることで、より豊かな地域づくりに向けて地区と行政の協働が進むことが期待できます。

(2)地区の現状や課題、地区の将来像、それを実現するために自らが行う活動などが記載されます。活動はいわゆるソフト事業となります。住民自らが行う活動ですので、道路や公園の整備などハード事業は除かれます。

(3)活動の実施状況を評価して、計画目標は目的が達成されているか、実施方法は適切だったなどを検証し、次年度以降の事業展開に生かしていきます。

(4)地区まちづくり計画と市の各種計画との整合性は、まちづくり協働センターや地域支援職員が確認します。市の各種計画とは、総合計画、国土利用計画、生涯学習まちづくり土地条例に基づく計画、都市計画マスターplan、農業振興地域整備計画などがあります。



3 計画に記載される内容

(1) 地区の将来像（ビジョン）やなりたい理想の姿

- ・地区全体のビジョンや福祉、防災などの分野別のビジョン

(2) 地区の現状や課題

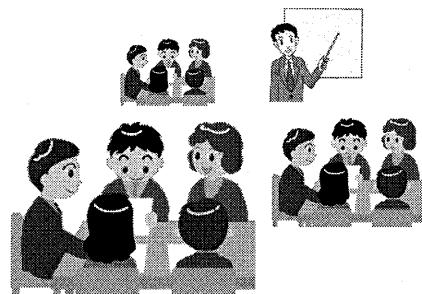
- ①地区にとって足りないことや今後のために備えておくべき事項
- ②住民の意識、関心事など

(3) 将来像を実現するために必要な活動、課題を解決するために必要な活動

- ①現在、区長会、センター、福祉協などが実施している事業のうち、地区まちづくり協議会として実施するほうが、さらなる充実・発展が期待される活動
- ②地区の将来像の実現や課題の解決のため、新たに取り組む事業
(行政や市民活動団体等と連携して取り組む事業を含みます)
- ③現在、市が行っている事業のうち、地区まちづくり協議会が自ら実施するほうがより効果的であると判断される事業

(4) 計画の期間

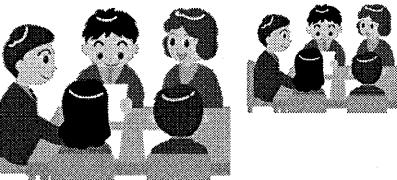
- ・単年度ではなく、5年～10年の中長期計画



(5) 評価・改善

事業の実施状況を評価して、当初の目的が達成されているか、実施方法は適切だったかなどの検討を行い、次年度以降の事業展開に生かしましょう。

なお、評価・改善については、まちづくり協働センターや地域支援職員も応援します。



(6) 地区まちづくり計画策定の手順

①策定メンバーの決定

まず最初に、計画を策定するメンバーを決めよう。地区まちづくり協議会役員（準備委員会役員）を中心となることが考えられますが、このメンバーだけで策定するのではなく、地区住民の多様な意見や提案を反映させるために、年齢や性別に関係なく、できるだけ多くの住民に参加してもらいましょう。

②アンケート調査の実施

- ・アンケート調査により、地域の良いところや課題などを把握しましょう。
- ・調査によって知りたい事項や目的を想定して、内容を決めましょう。
- ・自治会の機能を活用して全戸を対象として実施すると効果的です。



③課題の整理

- ・アンケート調査結果を分析して、現状や課題などを整理しましょう。
- ・調査で出された課題などは、分野別に整理しておくと効果的です。
- ・意見を出し合って、整理する過程を大切にしましょう。

④地区の将来像、分野別の将来像の検討

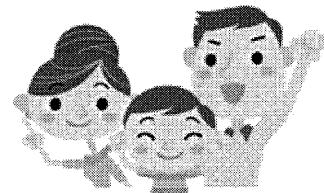
アンケート調査結果をもとに、地区の将来像や分野別の将来像を考えましょう。

(例) 地区の将来像：住んでいることに幸せを感じられる〇〇地区

分野別将来像：【健康福祉分野】健康長寿で役立ち合い支え合うまち〇〇

⑤既存事業の評価・検証（棚卸し）

- ・区長会、センター、福祉協議会などが行っている事業を一覧表にして、みんなで確認してみましょう。
- ・その上で、地区の将来像の具現化に有効かどうかの観点で評価してみましょう。具体的には、
 - ア)これまでと同じように実施すれば良いか
 - イ)特定の団体のみで実施するほうが良いか、それとも複数の団体で連携して行った方が効果が出るか
 - ウ)活動を実施する意義は薄れていないか



⑥新たな事業の検討

- ・地区の将来像の具現化に有効な新しい活動を考えてみましょう。
- ・また、現在は市が実施している事業でも、地区まちづくり協議会が自ら実施した有効な事業について考えてみましょう。

⑦活動体系図の作成

- ・これまでの検討結論を、わかりやすく体系図に表してみましょう。

⑧計画の決定

- ・これまでの検討結果をまとめたものが計画になります。計画は総会において承認をもらうことで決定します。

計画書の構成

- ア)地区の現状や課題
- イ)地区や分野別の将来像
- ウ)具体的活動や目標
- エ)活動体系図
- オ)アンケート調査結果表などその他参考資料



4 計画のイメージ

(1) 計画策定の目的

社会環境が大きく変化する中、この豊かな地域を次世代に引き継ぎ、さらに住みよい地域を創造していくために、私たち地域住民自らで、あるべき地域の将来像を描き、その将来像の実現に向かって自らが取り組むべき活動の方針、内容などを定めた計画を策定します。

(2) 計画の進め方

地域の将来像の実現に向けて、具体的に取り組む事業を盛り込んだ概ね5年を期間とする計画を策定し、その計画に基づき単年度事業を実施します。

毎年度、事業の実施状況を評価し、当初の事業目的が達成されているかなどの検証を行い、次年度以降の事業展開に生かしていきます。

また、計画期間満了時に計画そのものの評価を行い、新たな地域課題の抽出も含め、次の計画に反映させます。

(3) 計画期間

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年とします。

(4) ○○地区の現状把握

I ○○地区の概要

○○地区は、掛川市の北部に位置する農村地域で、地区の中央を△△川が流れています。○○地区の特性は、・・・・・・・・

II 住民が考える主な地域の”魅力”と”課題”

※ 平成〇〇年〇〇月の住民アンケート結果を基にしています。

魅力

- ・山や川、田園など、自然環境が豊か。
- ・企業が多く、雇用人口も多い。また、地域との交流も深い。
- ・祭りが盛り上がる。
- ・地域住民が穏和。

課題

- ・独居高齢者が多く、交通弱者が多い。
- ・地域行事への参加率が低い。
- ・有害鳥獣被害が多い。
- ・耕作放棄地が多い。

(5) 将来像と目標

◆将来像：

ー住んでいて良かったと思える○○地区ー

住民同士の支え合いと役立ち合いによる、優しさ溢れる地域の実現を目指します。

◆分野別的主要目標：

- [地域振興] あいさつと笑顔が溢れるまち○○
- [防災防犯] 安全・安心で住みよいまち○○
- [健康福祉] 健康長寿で役立ち合い支え合うまち○○
- [教育文化] 学び高め合い伝え合うまち○○
- [環境美化] 美しい環境の安らぎあるまち○○

(6) 分野別事業

【地域振興】

- ◆課題：若い世代がリードするまちづくり、高齢者が生きがいをもって活躍できるまちづくりの実現が課題
- ◆ビジョン：あいさつと笑顔が溢れるまち〇〇
- ◆目標・具体的活動：
 - ①あいさつで築く明るいまちづくり
《具体的活動》あいさつの先取り、登下校の小中学校生にあいさつの積極的な声かけ
 - ②ふれあいの場づくりによる心豊かなまちづくり
《具体的活動》文化祭、餅つき大会、子ども・女性や若い世代の人たちによるイベントの企画立案
 - ③みんなで築く住みよいまちづくり
《具体的活動》小委員会の設置、ユニバーサルデザインの理解と促進
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H28	H29	H30	H31	H32
きずな塾の開設 (まちづくり協議会)	知識や技術を伝え合う場を作り、この事業を通じて人材を発掘する。	検討	実施			→

【防災防犯】

- ◆課題：振り込め詐欺、窃盗などの犯罪が身近にも発生しており、また、災害時の対応や緊急時の備えが求められている。向こう三軒両隣がともに助け・支え合う地域の絆づくりが必要。
- ◆ビジョン：安全・安心で住みよいまち〇〇
- ◆目標・具体的活動：
 - ①災害に強いまちづくり
《具体的活動》災害意識の向上、防災・減災マニュアルの作成
 - ②防犯活動による安全なまちづくり
《具体的活動》声かけ運動の推進、青パトの充実、登下校の見守りの実施
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H28	H29	H30	H31	H32
減災・地区アクションの実施 (まちづくり協議会)	耐震化・家具固定・備蓄の普及啓発					→
地域防災の人災育成 (まちづくり協議会)	リーダー（女性リーダー含む）の育成	検討	実施			→

【健康福祉】

- ◆課題：引きこもりがちで、友だちもなく寂しい思いをしている人、運動不足で健康に問題を抱えている人などが見られる。他地区からの転入者も多く、交流の場づくりが重要である。
- ◆ビジョン：健康長寿で役立ち合い支え合うまち〇〇
- ◆目標・具体的活動：
 - ①いきいき健康づくり
《具体的活動》いきいき健康サロンの実施、健康維持・食生活改善の啓発活動の実施
 - ②支え合う仲間づくり
《具体的活動》気にかかる高齢者への声かけ・見守り、福祉なんでも相談の開催
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H28	H29	H30	H31	H32
地域バスの運営 (まちづくり協議会)	近隣地区と連携して、地域バスを運営する。	検討	検討	実施		→
地区健康増進会開催 (まちづくり協議会)	介護予防のための運動教室を開催する。		検討	実施		→

【教育文化】

- ◆課題：子どもたちの育成はもとより、若者たちの地域活動への参加を促し、地域に貢献する人材発掘を行う必要がある。
- ◆ビジョン：学び高め合うまち〇〇
- ◆目標・具体的活動：
 - ①子どもたちの笑顔あふれるまちづくり
《具体的活動》子どもと大人の交流の場づくり、子どもたちが自ら担う場づくり
 - ②地域の歴史・文化を学び伝えるまちづくり
《具体的活動》地域の歴史・文化の伝承、講演会などの開催
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H28	H29	H30	H31	H32
放課後児童対策事業 (まちづくり協議会)	地域の多様な人材を活用して、付加価値のある運営を実施。	検討	検討	実施		→

【環境美化】

◆課題：ごみの分別はまだ十分ではなく、道路や空き地へのごみ捨ても見られ、まちに花が多いとはいえない。

◆ビジョン：美しい環境の安らぎあるまち南郷

◆目標・具体的活動：

①ごみゼロのまちづくり

《具体的活動》月1回ごみゼロの日の制定、家庭ごみ分別の一層の徹底

②花いっぱいのまちづくり

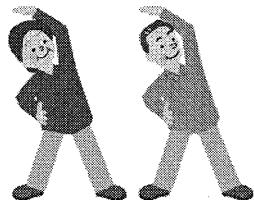
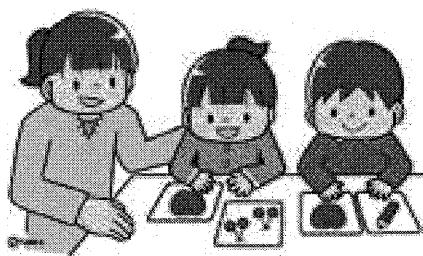
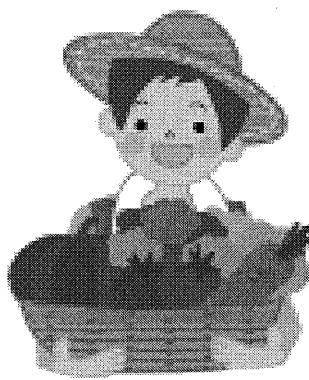
《具体的活動》一家に一鉢花運動の実施、公園花壇の整備、メイン道路にプランターを設置

③支え合う環境美化のまちづくり

《具体的活動》高齢者世帯などへの枝払いや草刈り支援、環境パトロールマニュアルの作成と実践

◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H28	H29	H30	H31	H32
農家レストランの開設 (まちづくり協議会)	地域の農産物を使ったレストランを地域で開設。	検討				→
B級野菜・果物の販売 (まちづくり協議会)	農家からB級野菜などを提供してもらい販売。まち協の運営費に。		検討	実施		→



一参考一 各地区の計画 (抜粋)



目標 住民のきずなが強い西山口

◎既存の関係事業

祭典・納涼祭（自治区）・女性セミナー（学習センター）
体育祭・フェスタ西山口・ファミリーハイキング（学習センター）

◎あるべき姿

あいさつのある隣近所の良い関係を、地区行事や地区情報を媒介として地区全体へと広げ、まとまりのある絆が強い地域を目指す。

◇関連 掛東学園子ども育成支援委員会の事業「笑顔であいさつ」運動

◎課題

まちづくりの担い手の発掘、地区行事への参加しやすい環境整備、お年寄りから若者までの意思の疎通・相互理解を深める。

新規事業・見直し事業の計画

註:運営主体 **ま**まちづくり協議会 **区**各自治区 **学**学習センター **福**福祉協議会

→現在実施あるいは実現したい事業

→将来的に研究したい事業

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
		実践検証期間	定着発展期間			
ま 広報調査委員会 ・「ひとがき」発行 ・住民意向調査	地域学習センター、地区福祉協議会が個別に発行していた広報誌を、まちづくり協議会を加え三者で総合広報誌を発行する。(26年度からの協働編集を27年はまち協事業に完全移行)	実施	ワーキング会議の機能化 及び編集拡充 年3回発行・フルカラー 発行月 8月・12月・3月			
ま 研修育成委員会 ・「あした塾」運営 ・子どもの声かけ ・街頭補導 ・ファミリーハイキング	地区内の歴史や文化を学び、地域づくり先進地視察など幅広く研修を行い、地区を担う人材を育成及び地域デビューのきっかけづくり。	実施	ワーキング会議の機能化 7月～翌年6月・月1回を基本 増員による二部制も視野			

新規・検討・研究事業例

★	人材バンク整備事業	地区（民）の生涯学習に協力できる、専門知識、趣味、特技などを持った人材を登録し、活躍の場を作る。	検討	人材活用による担い手の発掘		
				検討	活用・修正	
★	世代を超えた 交流の場づくり	子どもからお年寄りまで気軽に集える場を開設する。	検討	地域の居場所づくり 調査・準備	実施	
★	バス東山線の利活用	自家用車代わりに利用できる便利なバスの運行を検討する。	検討	通学・通勤・病院・買い物利用 調査・準備	実施	
★	自主財源確保事業 (地域分権研究事業) ・軽トラ市 ・フリーマーケット	地域づくり関係事業による自主財源確保を模索、研究する。	検討	たまりーな等の利用による軽トラ市やフリーマーケットの企画 調査・準備	実施	

目標
高齢者が元気で生きがいを持って暮らせる西山口

◎既存の関係事業

- 敬老会（実行委員会）・ふれあいきいきサロン（自治区）
- 見守りネットワーク（自治区、福祉協議会）
- 高齢者グラウンド・ゴルフ大会（シニアクラブ）
- 子ども福祉委員のグループホーム訪問交流（福祉協議会）
- 食生活改善及び高齢者弁当サービス・健康保健活動（福祉協議会）

◎あるべき姿

高齢者やハンディのある方を地域で支えあい、助け合いが自然にでき、暮らしやすい地域にする。

◎課題

お年寄りと若者の交流の場が少なく、世代間の融和に欠けるところがある。地域高齢者の居場所、いこいの場づくりが必要。

新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
		実践検証期間				
福 高齢者支援 見守りネットワーク	特にふだんの暮らしの面での地域ぐるみでの組織的支援体制を確立する。	実施	全体研修・ネット会議継続			
ま 地区敬老会	実行委員会体制で企画、運営する。	実施	出席率の向上・会場検討			
福 健康はつらつ グラウンドゴルフ大会	地区を挙げた健康はつらつ グラウンドゴルフ大会の実施。	実施	会場・企画検討	改革試行		
			参加者増及び子どもの参加検討			

新規・検討・研究事業例

★	ふれあいサロン開設	好きな時にいつでも立ち寄り歓談できる、 お年寄りの憩いの場の開設。	検討	西山口地区に設置 各地区現行サロンは継続実施	
				検討・調査	
★	学童保育所との連携 (地域分権研究事業)	子どもとお年寄りとの交流の場づくり。	検討	学童保育所の地域運営化(地域分権事業) 高齢者との共有居場所づくり	



敬老会 米寿者へ祝品贈呈



高齢者グラウンドゴルフ大会



薺ヶ谷いきいきサロン

習センター」が設置され、地域住民の交流の場として、また、地域文化の発信の場として今日に至っています。

南郷地区には河井彌八翁記念館、希望の丘、陣場峠、東名高速掛川インターなど様々な地域資源があります。これらを記録に残し、語り継いでいくことは、私たちの責務です。

《具体的活動》

- ①地域の歴史・文化の伝承
- ②講演会等の開催



河井彌八記念館 講演会

第5章 防犯防災

安全・安心で住みよいまち南郷

①地域の課題

近年多発している高齢者への不法販売や振り込め詐欺、児童や女性等への変質行為、窃盗、薬物等の犯罪が身近にも発生しており、犯罪防止の取り組みが求められています。また、異常気象による自然災害や大地震により多くの人命や財産が失われ、災害時の対応や緊急時の備えが求められています。

犯罪や災害への備えは、行政に頼ることなく自助・共助による自主的な活動が重要であり、安全安心なまちづくりのために欠かすことはできません。

そのためには、住民自らが防犯防災に対する知識と備えについて意識を高め情報を共有し、向こう三軒両隣がともに助け・支えあう地域の絆づくりが必要です。



防災訓練 消火活動

②部会ビジョン

～安全・安心で住みよいまち南郷～

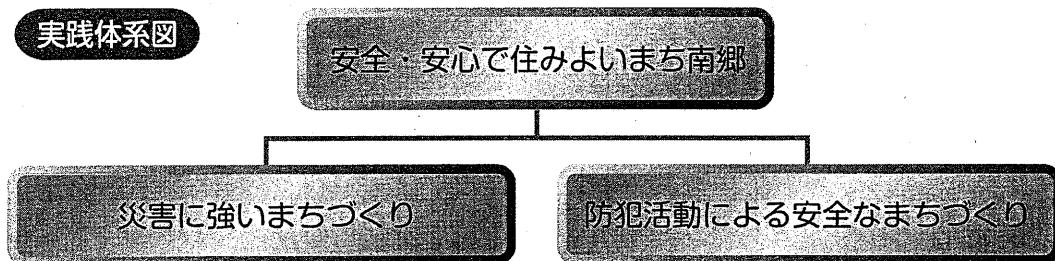
地域や家庭において、世代間のちがいでその役割が明確に表現できない昨今、住民一人ひとりのもつ温かいこころが重なり合い、やがて地域に広がるよう隣近所での支え合う組織づくり、助け合いの仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。それは、防犯防災にとって、共助となって働く大切な絆です。

深入りするとお節介だとか、個人情報保護法に



防災訓練 救護活動

抵触するとか、なかなかコミュニケーションが取り辛い世相の中、まずは向こう三軒両隣の隣組で、同じ地域で生活する者が日ごろから連絡、連携を保った絆づくりが防犯防災の要となります。そんな小さな隣組を南郷地区全体に築くことが、安全安心なまちづくりにつながる大切な要素です。



③目標及び具体的活動

災害に強いまちづくり

地震に対して自主防災として、災害対策をしてきましたが万全ではありません。大地震が想定されたり、原発や集中豪雨、竜巻など近年の気象変化にも、防災対策を考慮する必要が生じてきました。災害の知識と備え（家具の固定や住宅の耐震化等）は自助として大切です。

南郷地区では、危険個所や未耐震家屋、空家、一人暮らし高齢者などを記載したハザードマップや命の手帳（非常時連絡手帳）を作成することで、住民の防災や保安対策を検討します。そして、防災・減災マニュアルに基づく共助を、地区、区、組、隣組のそれぞれの役割を訓練し、被害を最小限にする取り組みを行います。

《具体的活動》

- ①災害意識の向上
- ②災害ハザードマップと防災・減災マニュアルの作成
- ③命の手帳の作成

防犯活動による安全なまちづくり

南郷地区においても核家族化が進み、地域での繋がりも希薄になっています。交流と連帯を保つ地域環境を築くためにも、向こう三軒両隣で声掛け運動を展開し、挨拶だけでなく健康や安否を気遣い、お互いに思いやりを持って暮らす社会が防犯に最も効果的です。また、自助努力として戸締りの徹底や、自分の屋敷や周辺も清掃し、犯罪者にスキを見せない工夫も必要です。

近年の犯罪の広域性や情報化により、犯罪などとは程遠く思われていた南郷地区においても、防犯を考える必要が生じてきました。青色防犯パトロール（青パト）や街頭見守り防犯は従来通り継続しますが、人手不足ですのでボランティアを増員する必要があります。また、地区内の隅々まで目が行き届くよう、住民参加の防犯対策も工夫しなければなりません。

《具体的活動》

- ①声かけ運動の推進
- ②青パトの充実
- ③登下校の見守りの実施

参考資料 5

施策体系図～ビジョンと実践目標～

地区ビジョン：住んでいることに幸せを感じられる南郷地区



6 委員会事業

① 【地域活性化・広報】(主要目標: きれいな環境、笑顔でつながるまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : 広報「おおぶち」発行、県・市道脇花壇整備、道路・河川清掃。
- ◆あるべき姿 : きれいな花があふれ、気軽な挨拶が交わされ、いろいろな情報がすみずみまで伝え合うまち。
- ◆課題 : 担い手の発掘、若者の事業参加に期待。
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
花いっぱい運動	地域住民が心和む花づくりの拡大と人材募集。 ガーデニング教室、一家一鉢一木運動の検討・実施をする。	検討実施				→
広報「おおぶち」の発行	広報の発行(年2~3回程度)でまちづくりや専門委員会の活動紹介を行う。	検討実施	*			→

② 【交通安全】(主要目標: 事故と違反のないまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : 春夏秋冬交通安全運動への参画(小中高生への交通指導)
交通安全ポスター・チラシ等広報活動、カーブミラーの清掃。
- ◆あるべき姿 : 小中高生への幅広い交通指導(夜間時の自発光式反射材配布含む)ができる高齢者を含め交通事故0が目標。
- ◆課題 : 下校時の交通指導員不足のため、今後の人材募集が必須
自発光式反射材等購入の資金。
- ◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
地区の交通安全点検・環境整備	みんなで地区内の危険個所の把握、カーブミラーの清掃・角度の不具合修正等の点検作業を行う。	実施				→

③ 【防災・防犯】(主要目標: 安全・安心で住みよいまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : 地区防災地図の検討や防災訓練へ参画し、広域避難所の防災機材の点検、青色防犯パトロールの実施。
- ◆あるべき姿 : 災害時の安全な避難方法が確立し、広域避難所での案内・避難生活が支障なくできること。同時に減災対策の一環として家具等の転倒防止やブロック塀等の倒壊予防確認等の啓発活動ができること。
子供対策として日常の青色パトロールの実施が目標。
- ◆課題 : パトロール隊の人材発掘が課題。
青パト装備等に対する資金

(大渕まちづくり計画)

◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
広域避難所への案内板作成、家具転倒防止やブロック壊倒壊予防の啓発	補助金利用による家具の転倒防止工事の促進、ブロック壊倒壊予防確認の訪問・チラシによる啓発活動の実施。	実施				→
地区の安全安心見守り	防犯の街頭安全見守りの実施、青パトの見回り回数の増加や実施方法等の充実・強化を図る。	実施				→

④【教育文化】(主要目標: みんなで学び高め合うまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : 夏休みの子ども社会見学体験やラジオ体操。歴史ウォークの実施(H26より)。成人硬筆教室、親子硬筆教室。
- ◆あるべき姿 : 地域のみんなで子供を育て、地域のみんなで伝統・文化を守る。
- ◆課題 : 若い委員の担い手の発掘(就業者が多いため)。子どもの社会見学参加者募集PRの徹底。

◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
社会や郷土を広く知る活動	子ども達の社会見学の参加促進、歴史ウォーク等、メニューと内容の充実を図る。	実施				→

⑤【スポーツ】(主要目標: スポーツで交流、協力、笑顔あふれるまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : グランドゴルフ大会、ソフトボール大会およびAED講習。
- ◆あるべき姿 : スポーツを通して交流が図られ、協力し合えるまちとなり、みんなでスポーツが楽しめ、健康につながり笑顔あふれるまち。
- ◆課題 : グランドゴルフ、ソフトボールに追加して実施するスポーツの検討。

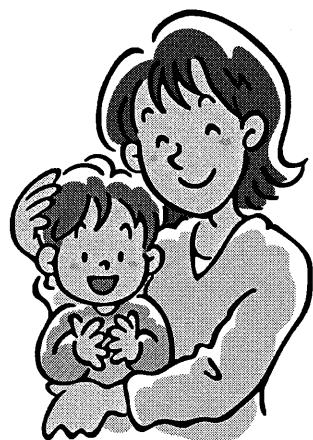
◆新規事業・見直し事業の計画

事業内容	説明	H27	H28	H29	H30	H31
スポーツによる健康づくり事業	年齢に関係なく、気軽に取り組めるスポーツ大会等の実施について整理・検討を行う。	検討実施				→

⑥【保健】(主要目標: 健康で笑顔あふれるまち"おおぶち")

- ◆既存事業 : リンパマッサージ、足裏健康法等各種講座開設、各種講座の広報および市の検診や健康フェアに協力参加
- ◆あるべき姿 : 適度な運動をして健康づくりに寄与できる講座に関する広報や健康診断への参加を促す広報活動の充実
- ◆課題 : 講座が主に夜間開催のため、平日昼間に開催されるサロン等へ拡充することが難しい。

一参考一 アンケート調査の方法



各地区で、実際利
用したアンケート
を見てみよう。

次に、アンケート
の集計方法のやり
方が載ってるよ。
参考にしてね。



西山口地区まちづくりアンケート

西山口地区まちづくり協議会

西山口地区まちづくり協議会では、「住みよい、住みたい」まちにしていくために、住民が主体となつたまちづくりを考えています。

西山口地区のまちづくりに関し、あなたのご意見やお考えをお聞かせください。

・あなたの住んでいる地区： 区 ・年齢： 代 ・性別： 男・女
(記入例：○○区 ・年齢：30代 ・性別：男・女)

質問1 西山口地区は、どんなまちだと思いますか？(○印でお答え下さい)

設問	そう思う	どちらとも言えない	思わない
①安全なまち			
②緑が多いまち			
③活気があるまち			
④近所づきあいがよいまち			
⑤地域活動が盛んなまち			
⑥清潔できれいな生活環境が保たれているまち			
⑦日常生活(買い物など)に便利なまち			
⑧子供の教育(生活)に便利なまち			
⑨お年寄りの生活に便利なまち			
⑩伝統・歴史や文化に誇りと愛着を持てるまち			
⑪総合的にみて生活しやすい良いまち			
⑫その他 ()			

質問2 西山口地区の良い(大切にしたい)と思われるところは、どんなところですか？

質問3 西山口地区の中で、整備又は改善すべきところはどんなところですか？

質問4 西山口地区を、住みよいまちにしていくため、必要だと思うことはなんですか？

以上、ご協力ありがとうございました。

南郷地区まちづくりアンケート

平成26年10月吉日
南郷地区まちづくり協議会
設立準備委員会

昨年、掛川市は自治基本条例を施行し、協働のまちづくりがスタートしました。南郷地区でも、協働のまちづくりを進めるための設立準備委員会を立ち上げ、協議を重ね現在、まちづくり計画を策定中です。

区民の皆さまのご意見を、できるだけまちづくり計画に反映したいと思いますので、アンケートにご協力をお願いします。

南郷地区は「住んでいることに幸せを感じられる南郷地区」を地区目標としていますが、南郷地区まちづくり協議会も、そのままこの目標を協議会の目標とすることにしました。

南郷地区に住んでいて幸せ（良かった）と感じているのか、もっとこうして欲しいとか、こうあつたら良いとか、支え合って生きて行くために必要なことやご意見があればお聞かせ下さい。

☆次の各質問の中から、該当するものに○印をつけて下さい。

質問1 あなたの年齢を教えて下さい。

- イ. 15歳以下 ロ. 16歳～30歳 ハ. 31歳～64歳 ニ. 65歳以上

質問2 あなたの性別を教えて下さい。

- イ. 女性 ロ. 男性

質問3 あなたは南郷地区に住んでいて良かったと感じていますか。

- イ. 感じている ロ. 少し感じている ハ. 感じていない ニ. わからない

① 感じていると答えた人は、その理由をお書き下さい。

② 感じていない答えた人は、その理由をお書き下さい。

質問4 あなたは、これからも南郷地区に住み続けて行く上で、南郷地区に住んでいて良かったと感じるためには、どうしたら良いと思いますか。ご意見をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

このアンケートは10月18日(土)までに組長さんが集めて、各区長さんにお渡し願います。

大渕地区のまちづくりを考える アンケート調査

御協力のお願い

少子高齢化の進行等を背景に、自分たちで住みよいまちをつくっていくためのルールとして、昨年4月に「掛川市自治基本条例」が施行されました。これに伴い、市内の全32地区において、その条例推進のため「まちづくり協議会」を設立することとなりました。

当大渕地区は、市内3つのモデル地区のひとつとして活動を推進していきます。

今後、区長会および大渕地区センターを中心に、まずは「大渕地区まちづくり協議会準備委員会」を設立し、「住民が主体となり、協力し合い、健康で文化的な夢と活力あふれる安心安全なまち」を目指した「大渕地区まちづくり協議会」の設立準備作業を進めていきます。そこで協議を進め、現在の活動や組織を見直し、新たな計画づくりをしていきたいと考えます。

このたび、大渕地区にお住まいのみなさまから率直なご意見等を頂戴しようと、アンケートをお願いすることとなりました。

お寄せいただいた回答は、「大渕地区まちづくり協議会」設立と新たな計画づくりの検討のために使用します。(プライバシー保護に配慮します。)

お忙しい中、大変恐縮ですが、御協力をお願い申し上げます。

平成26年10月
大渕地区区長会長 大石克己

回答いただいたアンケートは、10月26日（日）までに組長へ提出してください。

大渕地区のまちづくりを考えるアンケート 調査票

○をつけてください。

1. あなたの性別は? (男・女)

2. あなたの年代は?

(10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上)

3. このアンケートはあなたひとりで答えますか?

(あなただけ あなたと家族とで回答 →あなたから見た続柄【 】)

4. あなたがお住まいの区は?

(野賀 新井 中新井 岡原 浜 東大谷 野中 藤塚 雨垂)

5. 大渕地区の現状について、どのように感じますか?

	ある	どちらでもない	ない
(1) 人情や気風が良い・地域の絆がある	()	()	()
(2) 地域活動が活発である	()	()	()
(3) 日常の買い物が便利である	()	()	()
(4) 子育て施設(事業)が充実している	()	()	()
(5) 高齢者に対する施策(事業)が充実している	()	()	()
(6) 医療が充実している	()	()	()
(7) 道路や下水道などの社会的基盤が充実している	()	()	()
(8) 祭りなど文化、伝統がある	()	()	()
(9) 安心・安全に暮らせる(交通安全・防犯)	()	()	()
(10) 災害に対する備えが充実している	()	()	()

6. 大渕地区で将来も気持ちよく住み続けていくため、どのような点に力を入れていくべきだと思いますか?

特に必要だと思うものを3つ選び、()に○をつけてください。

- (1) 防災対策・防災活動 ()
- (2) 交通安全・防犯活動 ()
- (3) 子育て・教育・保育 ()
- (4) 高齢者施策 ()
- (5) 健康活動 ()
- (6) 環境活動 ()
- (7) 定住促進(少子化対策) ()
- (8) 農業・商業の活性化 ()
- (9) その他 ※あれば記入【 】 ()

7. 意見、要望等

(1) 区長会について

現在の区長会の活動例(参考)

- ・正副区長会(市からの伝達事項や必要事項の協議を毎月開催)
- ・各区内の諸行事開催(自治区総会、夏祭り、スポーツ大会、地区懇談会、リサイクルごみの収集、さなぶり指導、ラジオ体操指導)
- ・道路や外灯等破損箇所への対応
- ・その他各種会合や活動
- ・地区祭典総代等活動
- ・「ご長寿をお祝いする会」の主催企画運営

次ページへ続きます

○をつけてください。

- ①区長会が月1回開催されていることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
②区長会の業務内容をご存じでしたか。（はい・いいえ）
③区長会の業務内容は、今のままでよろしいですか。（はい・いいえ）
④大渕地区内の9区の連携は、とれていると思いますか。（はい・いいえ）
⑤大渕地区的区長の任期は1年です。
業務継続の点から複数年が望ましいですか。（はい・いいえ）

～区長会に対する意見、要望がありましたら、ご記入ください。～

(2) 地区センターについて

現在の地区センター（専門委員会）の活動例（参考）

- (1)地域活性化委員会…「広報おおぶち」発行、アイク南側花壇づくり等
(2)安全委員会…四季の交通安全活動、大渕全地区カーブミラー磨き等
(3)防災委員会…青色パトロール、防災マニュアル作り等
(4)教育文化委員会…親子工場見学（4年目）、大渕歴史フィールドワーク、地区的教育と文化活動を盛り上げる活動協力（地区懇談会、ラジオ体操、地区祭典）、親子硬筆教室（1、2年生）、成人硬筆教室
(5)スポーツ委員会…グランドゴルフ大会、ソフトボール大会、安全講習AED（心肺蘇生）活用
(6)保健委員会…掛川市各種保健活動の補助（検診等）、各種健康教室の推進
(7)福祉委員会…川西・川東サロン等生き生きサロン開催（年間17回）、高齢者等地区見守り隊、福祉委員会総会、講師を招いて研修会、ご長寿をお祝いする会運営、三世代交流サロン（各区により毎月開催）

○をつけてください。

- ①地区センターは、7つの委員会で構成されていることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
②委員会の委員は、各区から選任されていることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
③地区センターの業務は、今のままでよいですか。（はい・いいえ）
④「広報おおぶち」を年2回発行していることをご存じでしたか。
（本年度は3回を予定）（はい・いいえ）
⑤アイク周辺の花壇等の環境づくりをしていることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
⑥交通安全街頭指導（年4回・各回7日～10日間）をしていることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
⑦地域のカーブミラー清掃を実施していることをご存じでしたか。（はい・いいえ）
⑧災害時の広域避難所運営やマニュアルを作成していることをご存じでしたか。（はい・いいえ）

次ページへ続きます

- ⑨青色回転灯のパトロール車により、地域巡回を行っていることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)
- ⑩子どもたちの社会見学（今年はスズキ自動車（浜松））を実施していることを
ご存じでしたか。 (はい ・ いいえ)
- ⑪若つづじ会へ協力（地区懇談会、ラジオ体操、祭り等）していることをご存じ
でしたか。 (はい ・ いいえ)
- ⑫グランドゴルフ、ソフトボール大会を開催していることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)
- ⑬A E D講習を実施していることをご存じでしたか。 (はい ・ いいえ)
- ⑭市の保健活動（検診等）のお手伝いをしていることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)
- ⑮各種健康教室（年5回）を開催していることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)
- ⑯高齢者を対象とした川西サロン（年10回）、川東サロン（年5回）、合同サロン
(年2回)を開催していることをご存じでしたか。 (はい ・ いいえ)
- ⑰区長会と専門委員会で、敬老会を行っていることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)
- ⑱地区別の見守り隊を結成し、活動していることをご存じでしたか。
(はい ・ いいえ)

～地区センターに対する意見、要望がありましたら、ご記入ください。～

(3) 設立予定の「大渕地区まちづくり協議会」について
～まちづくり協議会に対する意見、要望がありましたら、ご記入ください。～

(4) その他の意見、要望について
～農業・商業・工業および地区全般について、ご自由に記入してください。～

御協力ありがとうございました。

回覧

平成27年 月吉日
掛川第三地区まちづくり協議会
設立準備委員会 委員長 田中

区民の皆様へ

掛川第三地区まちづくりアンケートへのご協力のお願い

掛川市は自治基本条例を施行し、協働のまちづくりがスタートしました。

現在、市内の各地区では、それぞれ将来に渡って住みよい地区にするために、どのようにしたら良いかみんなで考える取り組みが行われています。

第三地区でも、区民の皆様のご意見をできるだけ反映して、地域づくりのあり方を明らかにしていきたいと思います。

このことから、「まちづくりアンケート」を行いますので、当地区に住んで幸せ(良かった)と感じているのか、もっとこうして欲しいとか、こうなつたら良いとか、率直なご意見をお聞かせください。

アンケート用紙は、各戸1枚づつ御取り下さい

※アンケートは、 月 日()までに組長さんが集めて、各区長さんにお渡し願います。

掛川第三地区まちづくりアンケート

【次の各質問について、該当するものに「○」をつけたり、ご意見をご記入ください】

質問1 あなたの年齢を教えてください。

- イ. 40歳以下 ロ. 41歳～64歳 ハ. 65歳以上

質問2 あなたの性別を教えてください。

- イ. 女性 ロ. 男性

質問3 協働のまちづくりの「目標」または「スローガン」を提案してください。

(例)安全 安心な 誰もが住みたい町

質問4 第三地区まちづくり協議会のニックネーム(愛称)を提案してください。

(例)ダイさん の 町づくり

質問5 あなたは第三地区に住んでいて良かったと感じていますか。

- イ. 感じている ロ. 少し感じている ハ. 感じていない ニ. わからない

質問6 これからも第三地区に住み続けていく上で、あなた自身またはご家族の方で、困ったこと、助けてもらいたいことなどがありましたらお聞かせください。

(細かなこと、個人的なこと、子どものこと、高齢者のこと、希望的なこと など何でも)

(例)託児・子守り、買い物代行、大型のゴミ出し、通院付添、庭・花壇の手入れ、建具修理、話し相手、囲碁の相手、学習指導、ペット預かり・散歩・躰、庭木の手入れ、保育園・学校・塾の送り迎えなど

質問7 その他 まちづくりにお気づきになったこと、何でもお書きください。

(こんな事が良くわからないよ！ といった事でも)

ご協力ありがとうございました。

"原田地区まちづくりアンケート"

原田地区まちづくり協議会設立準備会

平成28年4月から原田地区まちづくり協議会が発足します。設立準備会では

『住み良い・住みたい』 原田地区にして行く為に住民が主体となったまちづくりを考えています。今後の参考のために下記のアンケートにご協力をお願い申し上げます。該当する欄の□にレ点を記入して下さい。 提出期限は1月末日組長さんまで。

※あなたの年齢は	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代
	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代	<input type="checkbox"/> 90歳代以上	(平成27年1月1日現在)		

※あなたの性別は	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
----------	-----------------------------	-----------------------------

※あなたのお住まい区は	<input type="checkbox"/> 寺島区	<input type="checkbox"/> 桑地区	<input type="checkbox"/> 栃原区	<input type="checkbox"/> 正道区	<input type="checkbox"/> 平島区	<input type="checkbox"/> 久居島区
	<input type="checkbox"/> 高山区	<input type="checkbox"/> 中西之谷区	<input type="checkbox"/> 上西之谷区	<input type="checkbox"/> 田代・柚葉・明ヶ島区		

※地域振興について

高架下公園を利用していますか

ご意見・備考欄

納涼祭に参加しましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
グランドゴルフをしましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
遊具で遊びましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
トイレを利用しましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
その他		

※地域の安心・安全について

街灯は足りていると思いますか

はい いいえ

防災キッドを持っていますか

はい いいえ

鳥獣(猪・鹿)に遭遇したことがありますか

はい いいえ

※健康福祉について

お年寄りに楽しみがある地区ですか

はい いいえ

子育てがしやすい地区だと思いますか

はい いいえ

不便を感じることは何ですか

買い物 医療 交通

※教育文化について

小・中学校の施設は満足していますか

はい いいえ

※環境・産業について

清潔で綺麗な環境が保たれていると思いますか

はい いいえ

あなたのお宅に耕作放棄地がありますか

はい いいえ

※原田地区の良いところ

※原田地区の改善すべきところ

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

原谷地区のまちづくりを進める アンケート調査

【協力のお願い】



我がまち掛川市の課題、少子高齢化や急速に進む人口の減少など、社会情勢の変化を背景に地域の課題は多様化し、増加しております。

地域の将来を地域で考え、自分たちで住み良いまちをつくりていくためのルールとして、25年4月に「掛川市自治基本条例」が施行されました。

これに伴い、市内の全32地区において、その条例推進のため「地区まちづくり協議会」を設立することになりました。当、原谷地区も、地区の区長会及び学習センター、地区福祉協議会が中心となり昨年5月9日に「まちづくり準備委員会」を発足いたしました。

「住民が主体となり、地域の将来を地域で考え、住民の絆が深まり、支え合い、誰もが住みたくなるまち、安心安全なまち」を目指した「原谷地区協働のまちづくり協議会」の設立準備作業を進めてまいりたいと思います。

つきましては、原谷地区にお住まいの皆様方のご意見を、まちづくり計画に反映していきたいと思い、アンケート調査をお願いすることといたしました。

お寄せいただいた回答は「原谷地区まちづくり協議会」設立のため、準備委員会で検討のために使用します。(プライバシー保護には最善の配慮をいたします。)

お忙しい中、大変恐縮ですが、裏面アンケート調査にご協力下さい。



平成27年 2月 13日
原谷地区まちづくり準備委員会
会長 竹下文博

- ◎ 回答いただいたアンケート用紙は、組長さんに提出してください。

原谷地区のまちづくりを考えるアンケート

(質問の中から、該当するものに○印をつけてください)

質問1 あなたの性別は・・(男・女)

質問2 あなたの年齢は・・(20代・30代・40代・50代)
(60代・70代・80代以上)

質問3 あなたの住んでいる区は、又原谷地区での生活年数は。

(幡ヶ谷区・西区・東区・サングリーン区
細谷区・西山区・南区) (生活年数 約 年)

質問4 あなたは、協働のまちづくりのことを聞いたこと、又知っていますか。

ア、よく知っている イ、知っている ウ、知らない エ、全く知らない

質問5 あなたは、原谷地区に住んでどのように思いますか。

ア、非常に良かった イ、良かった ウ、住みにくい エ、非常に住みにくい

① 非常に良かった・良かったと答えた人は、その理由をお書き下さい。

② 住みにくい・非常に住みにくいと答えた人は、その理由をお書き下さい。

質問6 あなたは、これからも原谷地区に住んで行く上で、原谷地区に住んで良かったと感じるためには、どのような活動が特に必要か、必要だと思うものを3つ選び () に○を記入してください。

- (1) 防災対策・防災活動 ()
- (2) 交通安全・防犯活動 ()
- (3) 子育て支援・学童保育活動 ()
- (4) 高齢者福祉施策活動 ()
- (5) 健康スポーツ(レク)活動 ()
- (6) 環境美化活動 ()
- (7) その他 記入下さい []

質問7 原谷地区まちづくりに対する、(意見・要望)

～～～～～ 協力有り難うございました。 ～～～～～

佐東地区まちづくりアンケート

平成27年4月吉日

佐東地区まちづくり準備委員会会長

佐東理事区長 鈴木金雄

掛川市は、平成25年4月1日自治基本条例を施行し、協働のまちづくりへの取り組みがスタートしました。佐東地区においても「佐東地区のまちづくり」を進めるための設立準備委員会を立ち上げ、再三協議をし、検討を行っています。この度、区民の皆様方のご意見をお伺いして、佐東地区まちづくり計画に反映してまいりたいと思いますので、アンケートへのご協力をよろしくお願ひいたします。

佐東地区は「地域づくり、人づくりを目指し、夢と活力あふれる地域として、また、安全・安心・快適で、人と人のふれあいのある佐東地区をきずく事を目標としています。佐東地区に住んでいて、『幸せであった・良かった』と感じているのか、また、こんなところをこうして欲しい等、今後、区民が支え合って生活していくために、必要な事やご意見をお聞かせください。

【次の各質問の中から、該当するものに○印を付けてください。】

<質問1> あなたの年齢を教えてください。

ア 15歳以下 イ 16歳~30歳 ハ 31歳~65歳 エ 66歳以上

<質問2> あなたの性別を教えてください。

ア 男性 イ 女性

<質問3> あなたは「協働のまちづくり」についてご存じですか？

ア 知っている イ 知らない

<質問4> あなたは 佐東地区に住んでいて、良かったと感じていますか？

ア 感じている イ 少し感じている ハ 感じていない

①「感じている」と答えた人は、その理由をご記入ください。

②「感じていない」と答えた人は、その理由をご記入ください。

<質問5> あなたは、今後も 佐東地区にずっと住み続けていく上で、佐東地区に住んでいて良かったと感じるためにはどのようにしたら良いと思いますか。ご意見をお聞かせください。なお、ご意見は次の項目から選んでご記入ください。

<項目> ①高齢者対策 ②地震防災対策 ③交通安全対策 ④子育て・教育・保育
⑤少子化対策(定住促進) ⑥環境整備 ⑦健康活動 ⑧農商活性化
⑨その他

項目の番号 ()

ご協力ありがとうございました。

このアンケート用紙は、4月末日までに、組長さんへご提出ください。

睦浜地区のまちづくりを考えるアンケート調査

2015年6月実施

1. 基本質問

- ①あなたの性別は? 1:男 2:女 回答欄
②あなたの年齢は? 1:20代 2:30代 3:40代 4:50代
5:60代 6:70代 7:80代 []
③あなたの住まいは? 1:浜野地区 2:浜川地区 3:三俣地区 []

2. 現在の住まいの地区について聞きます。

- ①今、住んでいる地区の特色は何だと思いますか。感じたことを一つ記入してください
-

- ②今、住んでいる地区は住んで良かったと思いますか

1:非常によかったです 2:良かった 3:普通 4:住みにくい 5:非常に住みにくい []

- ③上記②の質問で1:非常に良かった 2:良かったと答えた方はその理由をご記入ください。
-

- ④上記②の質問で4:住みにくい 5:非常に住みにくいと答えた方はその理由をご記入ください。
-

3. 今の地区に住んで良かったと感じるために、今後、どのような点に気をつけたり、力を入れていくべきだと思いますか。各項目で特に必要と思われるものを2つ選んでください。

(1) 区民のふれあい促進事業

[]	[]
-----	-----

- 1:納涼祭(区民の集い)の充実
2:秋の祭典
3:世代交流グランピング
4:初日を祝む催し
5:上記以外であなたの考える区民の交流活動
()

(2) 防災対策の事業

[]	[]
-----	-----

- 1:避難所、避難通路の確保
2:津波シェルター、避難タワーの設置
3:要支援者への対策
4:防災訓練や防災講座の開催
5:上記以外であなたの要望する防災対策
()

(3) 交通安全対策

[]	[]
-----	-----

- 1:道路標示、標識等の増設
2:道路の補修
3:交通安全指導、交通安全講座
4:見守り隊の拡充
5:上記以外であなたの考える交通安全対策
()

(4) 子育て支援

[]	[]
-----	-----

- 1:学童保育の充実
2:幼稚園・保育園の拡充
3:地域にある伝統遊びの継承
4:遊び場や公園の充実
5:上記以外であなたの要望する子育て支援策
()

(5) 高齢者福祉対策

[]	[]
-----	-----

- 1:施設への入所や送迎対策
2:高齢者の健康づくり(体操や氣功等)
3:働く場(農作業補助等)の確保
4:引きこもりや独居者の対策
5:上記以外であなたの考える高齢者福祉対策
()

(6) 環境美化活動

[]	[]
-----	-----

- 1:不法投棄対策
2:花壇づくり等の花いっぱい運動
3:ゴミ拾い等一斉行動
4:道ばたの草刈り・除草
5:上記以外であなたの考える環境美化活動
()

(7) 産業対策

[]	[]
-----	-----

- 1:住民と地元企業のふれあう活動
2:地産地消活動のすすめ
3:地元店舗の利用促進策
4:耕作放棄地対策のあれこれ
5:上記以外であなたの考える産業対策
()

(8) 地区で行うことのできるボランティア活動がありましたら記入してください

- (1) _____
(2) _____
(3) _____

(9) その他、気づいた点がありましたら記入を

6月10日までに、地区の組長さんまで提出してください

平成 26 年 6 月 21 日

区 民 各 位

城西区長 木村昭治郎

まちづくりアンケート調査へのご協力について（お願い）

日ごろ、区運営にご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、広報でもお知らせいたしましたが、掛川市では、「協働のまちづくり」を、26 年度準備段階、27 年度試行段階、28 年度から全ての地区で一斉にスタートするというスケジュールを立てて進めています。

つきましては、当区としても多くの方からご意見を頂き、城西の特徴を生かした「城西らしいまちづくり協議会」を準備していきたいと思いアンケート調査を企画いたしました。是非ご協力くださるようお願い申し上げます。

城西地区まちづくりアンケート調査票

【いずれかの番号を○で囲んでください。】

1 世帯構成について

- ①単身世帯（65 歳未満） ②単身世帯（65 歳以上）
- ③2 人世帯（うち 1 人以上が 65 歳未満） ④2 人世帯（共に 65 歳以上）
- ⑤3 人世帯 ⑥4 人世帯 ⑦5 人以上世帯（　　人）

2 「掛川市自治基本条例」をご存知ですか？

- ①知っている ②ある程度知っている ③あまり知らない ④全く知らない

3 掛川市が「協働のまちづくり」を推進していることをご存知ですか？

- ①知っている ②ある程度知っている ③あまり知らない ④全く知らない

4 「まちづくり」は、区民全員で行うのが理想ですが、準備段階で参画が必要と思われる団体をお選びください。（複数選択してください。）

- ①地区福祉協議会 ②白寿会 ③中和会 ④青年会 ⑤子供会
- ⑥自主防災組織 ⑦ボランティア団体 ⑧中学 P T A ⑨小学生
- ⑩中学生 ⑪高校生 ⑫大学生 ⑬企 業 ⑭消防分団
- ⑮その他（　　）

5 ボランティアは、現在、福祉協議会で活動していますが、まちづくりにも多くの人たちの協力が欠かせません。ボランティア活動が必要と思われるものを選んでください。(複数可)

- ①見守りネットワーク
- ②高齢者サロン
- ③子育てサロン
- ④花壇管理
- ⑤買い物援助
- ⑥資源化物搬出援助
- ⑦パソコン（インターネット等）援助
- ⑧鍵っ子学童援助
- ⑨趣味の手伝い（囲碁・将棋・手芸・料理・（　　））
- ⑩登下校の交通安全・見守り
- ⑪その他（　　）

6 ボランティア活動への参加について

- ①関心がある
- ②少し関心がある
- ③あまり関心がない
- ④全く関心がない

7 ボランティア活動の原則は、「できることを」「できる人が」「できるときに」ですが、時間ができたときなど、状況によっては参加いただける方は、お名前と参加内容をお聞かせください。(今すぐ無理な方は、参加内容だけでも結構です。)

(　　地区)・(　　組) 氏名 _____

参加内容（複数可）：_____

8 女性のサークルについてお聞きいたします。

- ①必要と思う
- ②どちらかといえば必要と思う
- ③あまり必要ないと思う
- ④必要ない

(理由があったら、お聞かせください：)

9 上記で①、②を選択した方にお聞きします。(複数選択可)

- ①女性同士の交流や意見が反映できるのであった方がよい。
- ②親睦団体として、趣味のサークルの延長でよい。
- ③なるべく小さな地域単位であった方がよい。
- ④区全体で造った方がよい。
- ⑤その他（　　）

10 区に対する、要望・意見などなんでも結構ですので、ご自由にお聞かせください。(例えば、納涼祭、体育祭、敬老会、文化祭、花壇管理等について)

ご協力ありがとうございました。

*組長さんは、7月5日までに組内を集約して、地区長さんまでお届けください。

アンケート調査のまとめ方の一例

調査のまとめ方の一例をご紹介します。各地区の調査の仕方にあわせて工夫してみてください。

1 データベースをつくりましょう

問1 これからも〇〇地区に住み続けていく上で、住んで良かったと感じるためには、どのような面を良くしたらよいと思いますか。ご意見をお聞かせください。

NO	自治会名	自治会コード	大項目コード	中項目コード	小項目
1	〇〇〇〇				子育てを相談できる場所がない
2	〇〇〇〇				歩行者や自転車の交通マナーを高めたい
3	〇〇〇〇				高校生から小学生までの交流を増やして欲しい
4	〇〇〇〇				ひとり暮らし老人への手助けが地区ぐるみであると安心
5	〇〇〇〇				ゴミの不法投棄がめにつく
6	〇〇〇〇				高齢者の交流の場をつくって欲しい
7	〇〇〇〇				母親同士の交流機会が欲しい
8	〇〇〇〇				要介護にならないよう健康づくりをしたい
9	〇〇〇〇				空き缶や紙くずなどのポイ捨てを無くしたい
10	〇〇〇〇				子育ての情報が欲しい

2 グループ化しましょう

①内容について、小項目ごとにグループ分けしましょう(共通・類似内容のグループ化)

・表現が違っていても同じ内容なら同一グループとします。

子育てを相談できる場所が欲しい

母親同士の交流機会が欲しい

子育ての情報が欲しい

.....

.....

ひとり暮らし老人の手助けがあると安心

要介護にならないよう健康づくりをしたい

高齢者の交流の場をつくって欲しい

.....

.....

②中項目の名称をつけましょう

・小項目のグループを端的に表す名称(中項目名)を考えます。

・小項目に番号をつけます。

子育て環境の充実

1 子育てを相談できる場所が欲しい

2 母親同士の交流機会が欲しい

3 子育ての情報が欲しい

4

5

高齢者の暮らし充実

1 ひとり暮らし老人の手助けがあると安

2 要介護にならないよう健康づくりをした

3 高齢者の交流の場をつくって欲しい

4

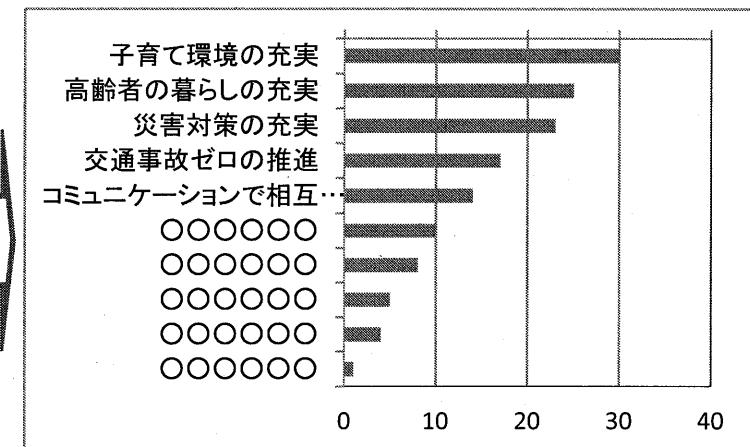
5

3 課題などを整理しましょう

- ①中項目にグループ化された小項目の数を一覧表にしましょう。
(大項目にグループ化すれば、さらに大きくして集計することができます。)
- ②地区の課題や充実すべき事項が明確になります。

これからも〇〇地区に住み続けていく上で、住んで良かったと感じるためには、どのような面を良くしたらよいと思いますか。

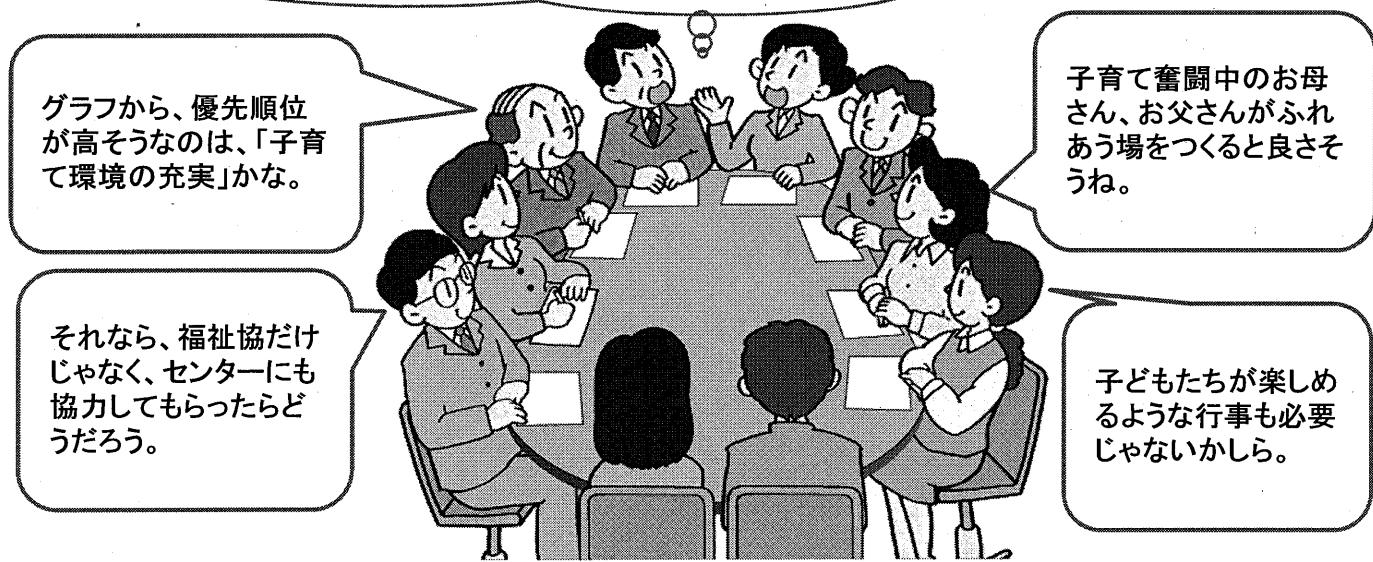
NO	中項目	小項目数
1	子育て環境の充実	30
2	高齢者の暮らしの充実	25
3	災害対策の充実	23
4	交通事故ゼロの推進	17
5	コミュニケーションで相互理解	14
6	〇〇〇〇〇〇	10
7	〇〇〇〇〇〇	8
8	〇〇〇〇〇〇	5
9	〇〇〇〇〇〇	4
10	〇〇〇〇〇〇	1



4 具体的な活動を考えてみましょう

- ①優先的に取り組む事項を考えてみましょう。
- ②中項目ごとに、小項目の内容をもとに必要となる具体的行動を考えてみましょう。

ワークショップで意見を出し合ってみましょう♪



楽しく、自由な雰囲気で行う話し合いは、みんなの想いを引き出し、行動力を高めます！

楽しく自由な雰囲気の中で、みんなが参加し、意見を出し合って決めたことは、行動につながります。また、メンバーの意見から、「もっとこんなこともできないかな？」など、新たなひらめきが生まれます。

-参考- 事業の棚卸しのフォーマット

まちづくり協議会での実施事業検討用紙(既存事業)

No.	実施主体	事業名	事業内容	実施時期	参加人数	対象	事業を継続する	事業をやめる	見直し充実	まち協へ移行	その他
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

-参考-

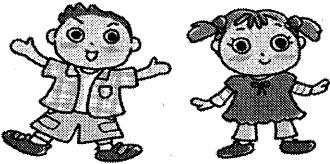
準備委員会の日程表

H27年月日 準備委員会会長 〇〇〇〇

H28年

	項目(やるべき仕事)	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1 準備委員会の立ち上げ				●												
①メンバー選考・決定				→												
②組織のイメージづくり				→												
2 地区の将来像や理想の姿				●												
①アンケートの内容検討・配布回収・分析				→												
②将来像や理想の姿の検討				→												
3 協議会事業				●												
①現在の仕事の棚卸				→												
(自治会)				○	○											
(センター)				○	○											
(その他団体等)				○	○											
②協議会事業の検討				→												
4 組織体制				●												
①組織の検討				↑												
②規約の作成				↑												
③会計の検討(交付金の受け入れ等)				○												
④役員の人選				↑												
5 まちづくり協議会設立総会準備				↑												
6 広報・チラシ等による情報提供		○	○	○										○	○	○
7 まちづくり協議会立ち上げ														◎		

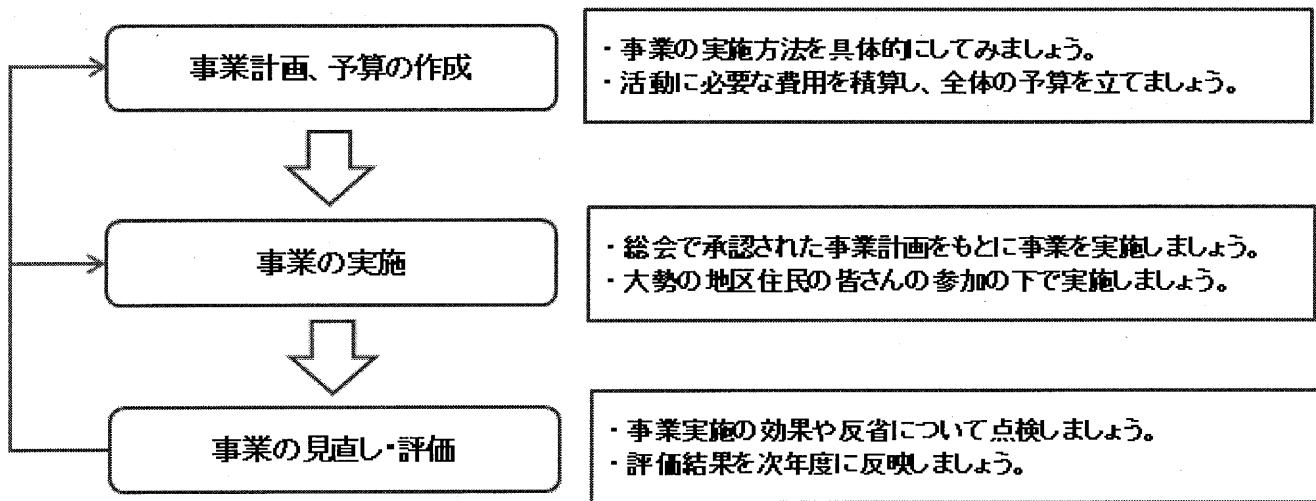
III 地区まちづくり協議会事業の実施



1 事業実施の手順

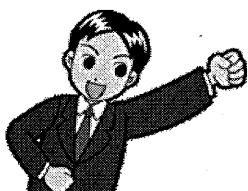
地区まちづくり計画が策定されたら、地区のいろんな組織や住民の協力や参加をいただきながら事業を実施しましょう。

事業を実施するための流れを紹介しますので、参考にしてください。



2 事業計画と予算づくり

- (1) 地区まちづくり計画に記載した具体的活動について、それを実施するために必要な内容を検討して、事業計画書をつくりましょう。
- (2) 事業計画書には、「いつ」、「誰が」、「どのように」行うのか具体的に示すことで事業を円滑に実施することができます。
- (3) 地区、まちづくり協議会の中での役割分担やNPO・ボランティア団体、市民活動団体、企業等との連携などとの
- (4) 事業計画に基づいて、どの程度の費用が必要か見積って、予算書を作成しましょう。
- (5) 自立した活動が継続的に行えるよう、自主財源の確保についても検討しましょう
- (6) 事業計画や予算書ができたら、総会に提案し、合意を得ましょう。



次のページに具体的な例が
のっているよ！

【事業計画書の例】

平成〇〇年度　〇〇地区まちづくり協議会事業計画（案）

部会	実施事業	実施時期
1 企画運営	広報誌の発行	年4回(6・9・12・3月)
	人材バンクの設置	通年
2 地域振興	声かけ運動	通年
	餅つき大会	3月
3 健康福祉	いきいき健康サロン	年6回(5・7・9・11・1・3月)
	食生活改善活動	年3回

【収支予算書の例】

平成〇〇年度　〇〇地区まちづくり協議会収支予算（案）

(収入の部)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
1 市交付金	1,200,000	事業費600,000円、事務費600,000円
2 〇〇助成金	300,000	50,000円×6部会
3 繰越金	100,000	前年度繰越金
合 計	1,600,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
1 企画運営費		
①広報誌発行	300,000	発行部数〇〇部
②人材バンク設置	100,000	
2 地域振興費		
①声かけ運動	110,000	謝礼〇〇円、保険料〇〇円
②餅つき大会	120,000	食糧費〇〇円、消耗品費〇〇円
3 健康福祉費		
①いきいき健康サロン	220,000	食糧費〇〇円、消耗品費〇〇円
②食生活改善活動	150,000	謝礼〇〇円、印刷費〇〇円、借上料〇〇円
4 事務局運営費	600,000	賃金〇〇円、印刷費〇〇円、電話料〇〇円
合 計	1,600,000	

-参考- 事業の具体例

まちづくり協議会でやつたら、もっとよくなるかも！？

1 継続が困難になってきた事業

例 高齢者見守り事業、声かけ、安否確認事業

高齢化が進み、対象者はどんどん増加しています。今のスタッフだけで対応するには、1人に対するサービスを減らさざる負えません。

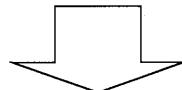


A男さんが心配だけど、立ち寄る時間がないわ。



最近、以前よりきてくれなくなつたな。

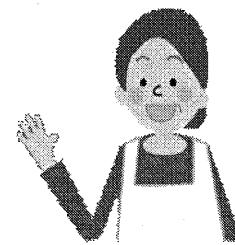
まちづくり協議会で行うと



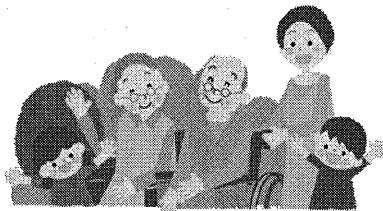
区長会、地区生涯学習センター、市民活動団体等様々な団体から人材を確保できる。



これだけたくさんのがいれば今まで通りのサービスが続けられるわ。



さらに、こどもが参加することで、体験学習の一環にしたり、ボランティアに興味がある方の活動の場とした今まで以上に活動を活性化させることができます。

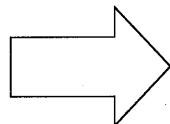


2 やりたくてもやることができなかつた事業

例 地域防災事業

自主防災会だけだと、

- ・避難訓練
 - ・広域避難所運営訓練
 - ・防災備品の管理
- これだけでも手一杯。



さらに！！

- ・住宅耐震化の推進
 - ・大型家具の固定化推進
 - ・減災のための学習活動 等
- 今まで以上の活動ができます。



本当にこれだけ、大地震をのりきれるかな。

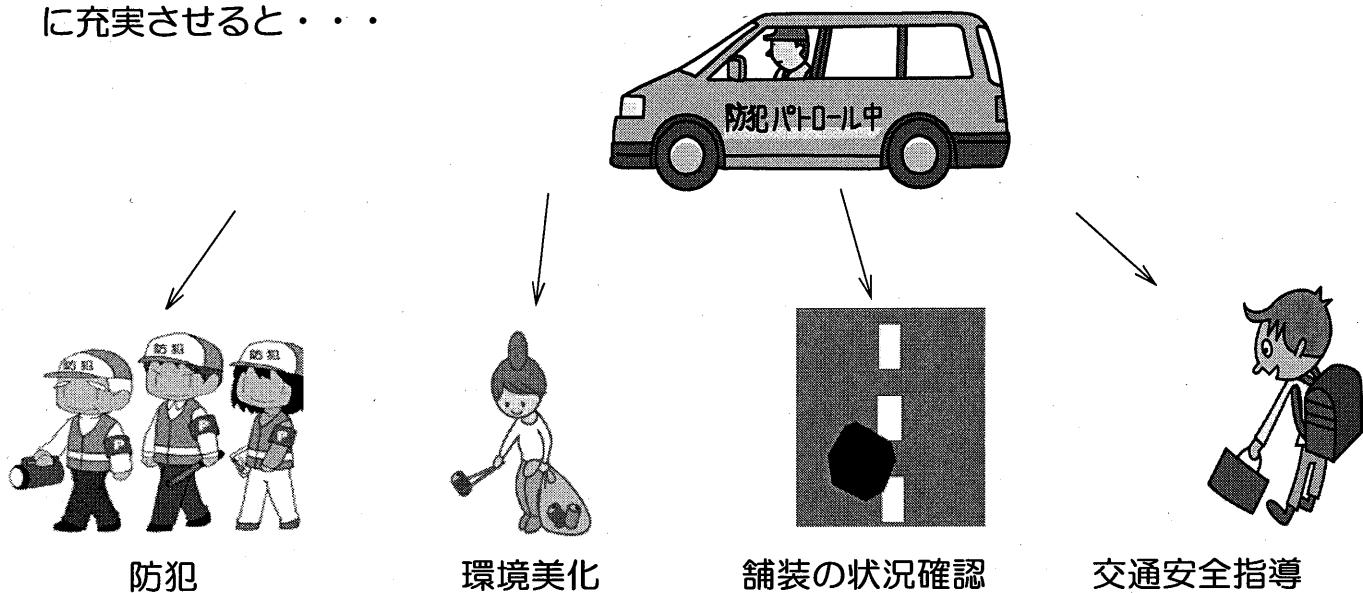


ここまで、やれば大きな地震がきてても安心だ。

3 今ある事業をさらに充実

例 防犯パトロール

現在地区で行っている防犯パトロールをまちづくり協議会の事業にして、さらに充実させると・・・

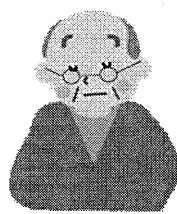
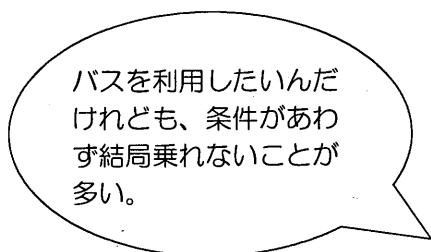


様々な活動をおこなうことができます！！

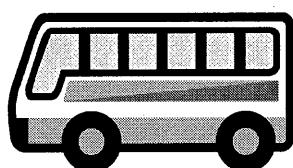
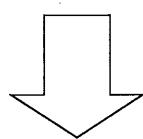
4 現在は地域で行っていないけれども、地域で行ったほうがいい事業

例 地区コミュニティ（デマンドカー）

路線バスだと・・・



- ・ダイヤ（時間）合わせが大変。
- ・目的地に行くにも遠回り。
- ・バス停が遠い。
- ・誰が乗っていなくても運行している。

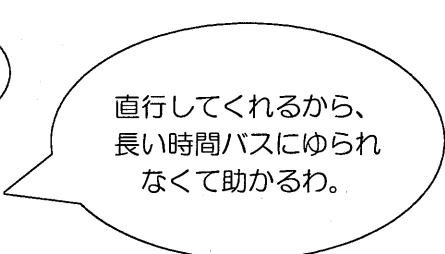
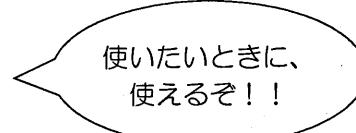
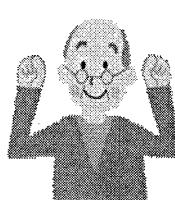


地区コミュニティ（デマンドカー）を利用すると・・・

あらかじめ利用者を予約できる。

実情にあわせて、時間を決めることができる。

目的地に直行できる。



一参考一

【総会の開催要領】

1 事前の準備

- (1) 広く住民にお知らせしましょう。また関係者に案内状を出しましょう。
 - ①開催チラシの作成及び配布（回覧も含みます）
 - ②開催案内の作成及び発送（来賓、協議会役員、代議員など）
 - ・出席報告書や委任状なども含みます。
- (2) 議案書を作成しましょう
 - ・次第、規約、役員名簿、事業計画、収支予算案、その他必要な資料など
- (3) 会場・駐車場の選定と確保をしましょう。
- (4) 誰が見てもわかるように、総会進行表を作成しましょう。
- (5) 当日の役割分担を明確にしましょう。
 - ・議長、司会、会場保安係、受付案内係、資料配付係、駐車場係などの役割分担表を作成しましょう。
- (6) 準備品を確認しましょう。（横幕、縦幕の作成など）

2 式次第の例

- (1) 開会のことば
- (2) 設立準備委員会長あいさつ
- (3) 来賓あいさつ ※来賓がある場合
- (4) 協議会の設立経過報告
- (5) 議長選出
- (6) 議事
 - ①資格審査報告
 - ②地区まちづくり協議会設立趣旨書（案）について
⇒ 議事とせず、協議会の設立経過報告に替えることも考えられます。
 - ③地区まちづくり協議会規約（案）について
 - ④地区まちづくり協議会役員（案）について
⇒顧問及び相談役を設置する場合は、その旨の議案
 - ⑤地区まちづくり計画（案）について
⇒協議会の設立後に計画策定を行う場合は、後日の総会で可
 - ⑥平成〇〇年度事業計画案（案）
 - ⑦平成〇〇年度収支予算案（案）
 - ⑧質疑討論
- (7) 議長解任
- (8) 地区まちづくり協議会長のあいさつ
- (9) 閉会のことば

IV 活動の充実・発展のために

1 住民の参加

(1)情報を公開しましょう

地区まちづくり協議会の情報を、広報紙、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を使って積極的に情報公開しましょう。

また、総会や役員会などの会議については、透明性を確保するために原則公開で行いましょう。



(2)多くの住民から意見を聴きましょう

①お年寄りや子育て中のお母さん、自宅で介護されている方など、活動に参加したくてもできない人がいます。そのため、そのような人たちには、意見や提案をいただくという形で参加していくいただきましょう。

②回覧板やアンケートで、多くの住民の皆さんから日頃感じていることなどをお聞きすることも有効です。

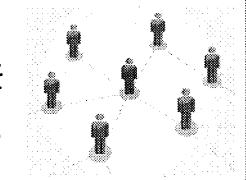
また、意見や提案があった場合には、地区まちづくり協議会として対応を検討して、その結果を広報紙により皆さんへお知らせすることも効果的です。

③住民のさんは、たとえ提案した内容が実現しなかったとしても、地区全体で協議してもらったことで、地区まちづくり協議会の活動に関心を持ってもらえると思います。

(3) より楽しいイベントにしましょう

①地域の親睦を図るために新たなイベントなどを実施する場合は、女性や若年層の人を実行委員とするなど、検討段階から女性や様々な年代の人の意見をお聞きしながら実施することが大切です。特に子ども達のアイデアの中には楽しいイベントにするためのヒントがあります。

ちょっと一息 ~ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)とは?



ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、人と人とのつながりを促進・サポートする、インターネット上のコミュニティサイトのことです。

まちづくり協議会内外の住民のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、同じく使用する会員とのつながりを通じて、地域の予定や、実施された情報の発信する場を提供することができます。日記や考察、つぶやきのような個人的な投稿から、まちづくり協議会の情報発信のような投稿まで、幅広く利用できます。

- ・ブログ、日記
- ・メッセージ
- ・メール
- ・写真、動画共有
- ・カレンダー共有（イベント共有）

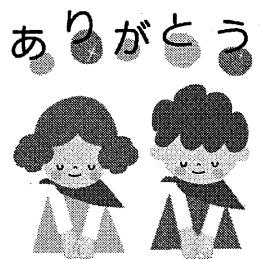
②それぞれの団体で実施している事業の中で、恒例の事業についても見直しを行って、より多くの地域住民が興味を持って、事業に参加できる形に改善していく必要があります。また、事業やイベントに参加した人にアンケート用紙を配って改善すべき点などをお聴きすることも有効な手段です。

(4) 参加のお願いの仕方を工夫しましょう

住民協議会の活動や自治会の活動への参加は、「仕事が忙しいから」といつて参加しないお父さんも多いと思いますが、活動に大きな力を与えてくれるのもお父さんたちです。「子どもと一緒に…」という心理をつかんで、子どものイベントにお手伝いをお願いしたり、家族で参加できるような工夫をすることも有効です。

(5) 参加した人に感謝しましょう

活動に協力してもらった人や頑張った人は、広報紙などで紹介したり、感謝の言葉を掲載したりすることで、その人の励みにもなりますし、他の人も参加するきっかけになると考えます。

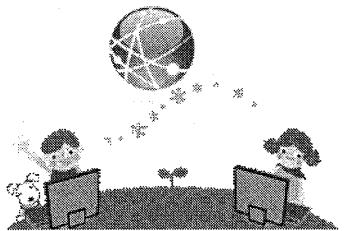


(6) 活動内容をチェックしましょう

住民の皆さんに参加してもらうためには、イベントなどの事業が終わったら、その事業内容について必ずチェックして次回の活動に生かしましょう。

ちょっと一息～インターネットを活用してみましょう

インターネットを活用した情報発信は、多くのみなさんにお知らせできます。まちづくり協議会で計画された取り組みについて、そのお知らせ、募集から、開催した報告まで、絵や写真などを楽しく使い、お知らせをしましょう。



ア 地区まちづくり協議会のホームページを作る

まちづくり協議会専用のホームページ（ウェブサイト）を作ることで、まちづくり協議会活動の情報提供、活動の紹介や地域特産品情報の発信などに利用できます。

イ eじゃん掛川の活用

eじゃん掛川とは、掛川市が運営する地域ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトです。情報の発信が、比較的簡単にできるという特徴があります。



ウ Facebook（フェイスブック）の活用

Facebookとは、世界中で幅広く利用されているSNSです。eじゃん掛川と同様に、情報の発信が、比較的簡単にできるという特徴があります。また、リアルタイム性が強く、今起きていることをすぐに多くの人にお知らせすることに優れています。



2 上手な会議の進め方

私たちの暮らすまちを、より住みよいまちとするために、地区の中では将来の夢を語り合ったり、まちづくり事業計画を作るための会議をすることがたびたびあります。

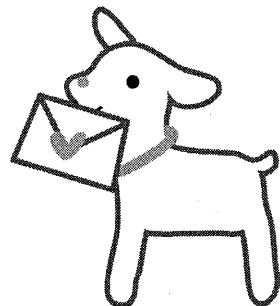
このような会議の場では、豊かで幸せな生活を送るために地区に住むすべての皆さんの意見を反映していくことが重要になります。堅苦しいと思われる会議も、ちょっとした気配りでスムーズに運ぶことができるものです。

(1) 会議の前の準備

①通知文に、会議の目的をわかりやすく書いておきましょう。

また、会議の開始時間、終了予定時間を書いておきましょう。

②少なくとも、1週間ぐらい前に、もれなく通知しましょう。



(2) 会議の当日の準備

①いすや机の並べ方を、会議の性格によって工夫しましょう。

②発言しやすい、なごやかな雰囲気づくりに心がけましょう。

花などを飾ると、雰囲気も変わります。また、休憩の時には静かな音楽を流すことも良いでしょう。

(3) 会議の進め方

①司会者は、上手に発言を引き出すために、できるだけ全員に声をかけ、みんなで決めたという満足感のある会議になるよう努めましょう。

②発言は、司会者の許しを得てしましょう。出席者同士が直接発言すると内容によっては、感情的になる恐れがあります。

③出席者が多い時は、いくつかのグループに分けてそのグループで話し合ってもらい、あとでグループの代表者にまとまった意見を発言してもらう方法もあります。

④会議は十分な話し合いが必要です。時には、結論を次回にまとめることとして、言いたいことを言いつくさせることも大切です。

⑤会議は、おおむね2時間以内で終えましょう。

⑥会議の記録は、必ず残しておきましょう。また、前回の会議記録として配布すると効果的です。

ちょっと一息～ アイスブレイクとは？

初対面の方が多い会議などの重い場の雰囲気をなごませ、本題の会議を活性化するための導入部分への方法です。アイスブレイクには様々な方法がありますが、自己紹介もその一つでちょっと考えることで、雰囲気を和ませることができます。

例) 自己紹介のテーマに（1）昔流行った遊び（2）実は○○なんです。などを取り入れながら行うことで、共通意識を持ったり、感心したり、いろんな反応が見れるかも…

(4) 成果の出る会議とするために

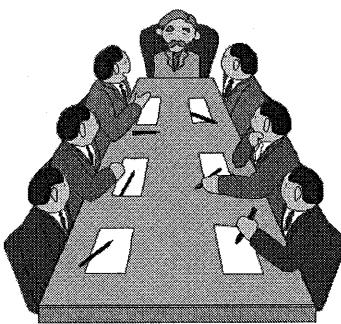
それぞれの地区において主体性のあるまちづくりが活発に行われるよう、”話し合いの場づくり”を行い、様々な意見を引き出し、成果の出る「様々な主体による対話を活用した会議」を取り入れてみましょう。

① 「堅苦しいものが会議ではありません！」

会議は堅い雰囲気で行うものだ、と思っていませんか。

従来のような堅苦しい会議では、「こんなことは言ってはいけない」という雰囲気のあるなかで、「もっとこうなったらいいのに…」という意見が出しづらい雰囲気がありました。

飾り付けや、会話内容などの楽しい雰囲気、まちづくりファシリテーターの活用などにより、自由に意見を発言でき、参加者の合意形成につなげる“たのしい会議”により進行します。気楽に参加できて、たのしい会議だからこそ、中身が濃く、成果の出る会議になります。楽しい場づくりのコツを参考にしてください。



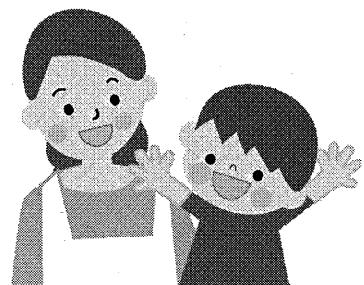
堅苦しい会議どうしたらいいの…？



意見を出し合い楽しい会議へ

② 「たのしい会議のための3つのルール」があります。

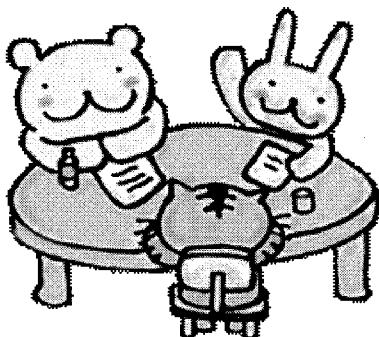
- 自分ばかり話しません
…みんなの意見を聴きましょう。
- 相手を頭から否定しません
…意見の違いを尊重しましょう。
- 楽しい雰囲気を大切にします
…意見の出やすい雰囲気をつくりましょう。



まちづくりにおける会議は、参加者同士が意見を戦わせる場ではなく、多様な参加者による多様な意見のもと、”合意形成を図る場”だということを心がけましょう。

③ 「まちづくりファシリテーターの活用」

楽しく成果の出る会議をする「場づくりの達人」である、まちづくりファシリテーターを活用した会議で、”むずかしい会議”を”楽しいイベント”に変えましょう。



ちょっと一息～ ファシリテーターとは？

一般的に、ファシリテーターは会議の進行役として、その目的を達成するためにメンバーに働きかけをする支援者と言われていますが、地区におけるまちづくりに取り組むファシリテーターは、単に意見をまとめあげるのではなく、会議の場づくり（雰囲気づくり）を上手に行い、参加者の主体性と可能性を引き出す人、言い換えると「場づくりの達人」をいいます。

従来のような会議では、発言する人はごくわずかで、多くの関わりがうすい人の中で会議が進められていました。このような会議で出された結論では参加者全員に合意されたとは言い難く、せっかく決まった事でも、実行に移すこともなく「絵に描いた餅」となってしまいます。

場づくりの達人は、会議の成果を素晴らしいものとするために、楽しい会議の雰囲気のもと、必要な情報や気づきを与え、メンバーの意見や知識、経験を会議の場に引き出しながら、順を追って話を展開し、メンバーの合意を得ながら、目的に沿った進行を行います。

コツその1 ★★ 楽しい会議のための雰囲気づくり ★★

- 遊び心をいれて、楽しく自由な雰囲気の会議テクニックを使用すると、
- ・参加者みんなでまちづくりの楽しさを語りあい、まちづくりの裾野を広げていくことにつながります。
 - ・会議での発言が活発に出るようになります。
 - ・決めたことを実行するようになります。
 - ・発言力の弱い人でも自由に意見が言えます。

⇒人は楽しいとき、主体的に行動します。協働によるまちづくりを成功させるコツは「楽しんでやること」です。

会議は楽しい、というイメージから変えていきましょう。

□楽しい雰囲気は人の心を解放します。雰囲気づくりは重要です。

□チラシや資料は”おもしろそうだな”と思うように、わかりやすい言葉で表しましょう。

□会議の場でのおもてなしは、「参加者が少しでも気分良く自分の意見を言えるような雰囲気を作ること」です。

□会議の前に参加者全員が一度は口を開くためにアイスブレイクを活用しましょう。

□自己紹介はたのしい雰囲気でおこないましょう。

□お菓子を囲んだ会話は楽しいですよね。会議の話も弾むようにテーブルにもお菓子をおいてみませんか？

□参加者がいいことを言った時は、みんなで大きな拍手をしましょう。

□服装が堅すぎると、「真面目にやらなければいけない」と思われますので、とにかく楽しいもの（蝶ネクタイや花など）で飾ると雰囲気が和らぎます。

コツその2 △▲ 地区のまちづくりは、地区のみんなが関わろう ▲△

区長、地域の人、地域外の人、消防団やPTA等の団体、市民活動団体（NPO）、小・中学生、高校生、大学生、事業者、行政など、いろんな立場の人を集めてみんなで話し合いをすることで、それぞれの持つ思いが地域に伝わります。

地域が皆で取り組むことで、会議を単なる話し合いの場にせず、楽しい話し合い＝”お祭り”していくことが、大切です。

- 年齢、性別や団体を問わず、地区に関わるさまざまな皆さんで、地域の夢や、課題の解決のための話し合いの場を作りましょう。
- 先進地では、このような場を活用し、市民がファシリテーターとなって、地域防災計画などを策定しています。
- さまざまな意見が必要な話し合いの場では、紙（付箋）に意見を書くことで、誰が言ったかでは無く、一つの意見として検討されますので、発表をするよりも、気楽に色々な意見が出されます。→ 意見の量は意見の質を担保します。
- 小学生ができるることを手伝うことや、無理のない会議時間の設定など、それぞれの地区の身の丈にあった活動をすることで、次回の参加するきっかけになるかもしれません。

コツその3 ▽▼ 人はいつ行動するの？ ▼▽

地区の活動に関わる仲間を増やしたいのに、まちづくりの活動となると、なぜか敬遠されてしまいます。

頑張ってやることがまちづくりだと人は動きませんが、楽しく成果出るとわかれば、行動に移したくなるものです。

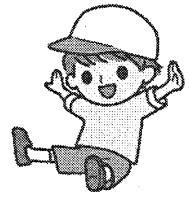
人は、頭で理解しても心に落ちないと動けません。みんなの心を動かすように、明るく、楽しく、前向きな雰囲気を作りましょう。

- その場の雰囲気を大切にし、穏やかに語りかけましょう。
- 人が動かない理由は、無理して高いところを目指しているときです。身の丈にあった取り組みを心掛けましょう。
- さまざまなスキルを身につけると使いたくなります。市民のスキルを活かしたまちづくりをしましょう。
- 楽しい会議のテクニックであるファシリテーションもそのひとつです。
- 人を変えることは出来ませんが、明るく前向きな雰囲気の中で人は変わります。自分から、明るく前向きな雰囲気を作る事で、そこに関わる人たちが、自然に明るく前向きになるようなまちづくりが大切です。
- まちづくりが楽しい → 楽しいときには動く → 地域のためになる人が育つ。
- どうやって人材を育成しようとするのではなく、育っていってしまうようなまちづくりを。
- 人はいつ動くのか … 楽しいとき、雰囲気のいいとき、身の丈にあった取り組みのとき、スキルを身につけたとき。

参考：平成26年度実施 「協働のまちづくりファシリテーター養成講座」より

（講師：会議ファシリテーター普及協会 釘山健一代表 小野寺郷子副代表）

V 希望のまちづくり交付金について



希望のまちづくり交付金

地区まちづくり協議会が、自ら創意工夫し考えた地域課題解決のための事業が、安定して行えるように、自由度の高い補助金として希望のまちづくり交付金を交付します。

1 交付金の構成



地区まちづくり計画に
位置づけた事業実施の
経費に対する交付金
(10/10)

+

事務局の運営経費に対する
交付金（年**60万円**）

希望のまちづくり交付金

地区まちづくり協議会



2 申請から交付までの流れ

市

まちづくり協議会

市の審査
交付決定

使われ方が適切なものであるか審査し、問題がなければ交付決定して、協議会に通知します。

*概算払いの承認を受けた協議会は、概算払請求が可能となります。
概算払請求書を市に提出してください。

*決定を受けた交付額に変更がある協議会は、交付金の変更申請書を市に提出してください。
市は、変更申請書の内容審査を行った後、変更交付を決定し、協議会に通知します。

金額の確定

審査の結果において適切と認める場合は、交付金確定通知をまちづくり協議会に通知します。

審査だけでなく、事業をよくするためのアドバイスをくれるよ。

申請

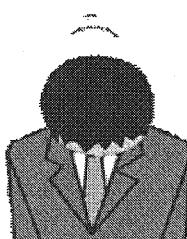
交付金の交付申請をします。概算払いを希望する場合は、併せて概算払いの承認申請をします。

事業の実施

市から受領した交付金をもとに、まちづくり計画に位置付けた事業を実施します。

実績報告

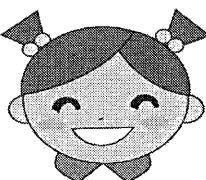
事業にかかる経費の帳簿や領収書をもとに、実績報告書を市に提出します。



事業完了後30日以内に提出をお願いします。

請求

交付金の額の確定を受けた協議会は、請求書を市へ提出します。



3 主な留意点

交付金のポイント！

(1) 交付期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 関係書類の保管

交付金事業の関係書類、会計帳簿（出納簿など）、根拠資料（通帳、領収書など）は、事業終了の年度から5年間、保存してください。



交付金の申請には、領収書が必要になるよ。捨てないようにね！



(3) 希望のまちづくり交付金の対象経費

<事務局の運営費に対する交付金>

- ・賃金、保険料、印刷費、文具消耗器材費、郵便料その他協議会の事務局の運営に必要な経費

<地区まちづくり計画に位置づけた事業実施の経費に対する交付金>

- ・次の事業を行うのに必要な経費

(ア) 疾病予防・介護予防・スポーツその他地域住民の健康増進に関する事業

(イ) 子育て支援、子ども育成、学校ボランティアその他地域における青少年の健全育成に関する事業

(ウ) 地域生活支援、生きがいづくりその他地域における高齢化対策に関する事業

(エ) 環境美化、ごみの減量、省エネルギーの推進その他地域における生活環境の向上に関する事業

(オ) 歴史文化、伝統芸能その他地域文化の振興に関する事業

(カ) 地域農業、地域観光その他地域の特性を生かした産業の振興に関する事業

(キ) 景観保護、緑化推進、定住促進その他地域における住環境の向上に関する事業

(ク) 減災、交通安全その他地域における防災及び防犯に関する事業

(ケ) まちづくりを担う人づくり、住民相互の交流その他連帯の精神に基づいた地域社会の形成に関する事業

(コ) その他市長が認める事業

<交付金の対象とならない経費>

(ア) すでに市からの補助金や委託料等で財源が確保されている事業

(イ) 事業に直接関係がない食料費、報酬、報償費、賃金、手当等（経常的に支出する役員報酬等を含む）

(ウ) 協議会の活動に関係のない他団体等への負担金、補助金等

(エ) 補償費、補填費及び賠償金（地区まちづくり計画に位置づけられた事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金を除く）

(オ) 貸付金、積立金、寄付金

(カ) その他市長が交付金の対象として不適当であると認める経費

次のページに、もう少し詳しくのってるよ。



(4) 希望のまちづくり交付金執行のルール

ここでは、希望のまちづくり交付金の使途（執行ルール）として、わかりにくい部分を掲載しました。参考にしてください。

Q1 地区で、敬老会事業をさらに、拡充していくこうと考えています。現在市から敬老会事業に対し、3万円補助金としていただいている。事業を拡充すると総事業費として10万かかります。希望のまちづくり交付金はいただけるのでしょうか。

回答 交付金の対象となります。

ただし、金額は総事業費から現在交付されている補助金を差し引いた金額になります。

今回のケースでは、市からすでに3万円の補助金が交付されているので、総事業費から、3万円引いた残りの7万円が希望のまちづくり交付金となります。

式にすると・・・

総事業費 10万円－既存の補助金 3万円＝希望のまちづくり交付金 7万円

Q2 事業に直接関係がない経常的な役員報酬は交付金の対象外経費となっていますが、具体的にどのようなものでしょうか。

回答 地区まちづくり計画に位置づけた事業実施の経費に対する交付金は、事業実施に関連した活動を行ったときのみ活用できます。

例えばA地区で事業の選任のアドバイザーとしてA子を雇ったとします。



アドバイザーとして、活動を行った経費は交付金の対象となります。



アドバイザーとして、活動していない部分については、交付金の対象となりません。アドバイザーとしての役職に対する手当は対象外です。

Q3 概算払いとは、どういう意味ですか。

回答 事業を行う前に、交付金を交付することを、概算払いといいます。概算払いを行うことで、まちづくり協議会でお金を立て替えずに事業を行うことができるようになります。



これは、交付金の対象になるのかな。

迷ったときは、協働センターに確認しよう！ いつでも、丁寧に教えてくれるよ。

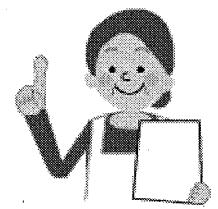


4 申請様式

これからさきは、交付金の手続きに必要な書類と書き方を掲載します。

＜申請するときに必要な書類＞

- ・希望のまちづくり交付金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第2号）
- ・収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）



＜概算払いするときに必要な書類＞

- ・請求書（概算払請求書）（様式第6号）

＜交付の決定を受けた金額に変更がある場合に必要な書類＞

- ・希望のまちづくり交付金対象事業計画変更承認申請書（様式第4号）
- ・事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第2号）
- ・収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）

＜事業をおこなった後に必要な書類＞

- ・完了報告書（様式第5号）
- ・事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第2号）
- ・収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）
- ・領収書コピー（金額、日付、店名、品名等がわかるもの）

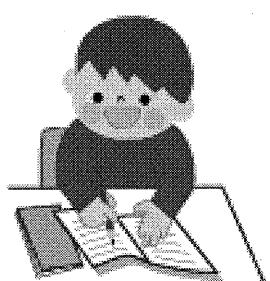


事業完了後、30日以内に
お願いします。



＜市から確定通知が届いた後に必要な書類＞

- ・請求書（概算払請求書）（様式第6号）



次のページから、申請書
の書き方が詳しくのって
いるよ！

希望のまちづくり交付金交付申請書

提出日

(あて先) 掛川市長

年 月 日

- ・規約で定めた事務所の所在地及び事務所の名称
- ・申請年度のまちづくり協議会の代表者

所在地

申請者 名 称

代表者

印

年度分の希望のまちづくり交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。
なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

- 1 交付申請額
- 2 概算払の承認申請
 - (1) 金額
 - (2) 理由
 - (3) 時期
- 3 事業計画書 別紙のとおり
- 4 収支予算書 別紙のとおり
- 5 その他

円

円

事業実施の経費に対する交付金
+
事務局の運営経費に対する交付金

概算払いを希望する場合のみ記入
希望しない場合は、空欄にしてください

(書き方例)

事業を行う前

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

事業対象者	〇〇地区内に在中する小・中・高校生
事業期間 (実施日)	平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月
事業の目的	まちづくりにおいて、子どもは必要不可欠な存在である。子どもを活かして、楽しくまちづくりに参加してもらうとともに、ずっと〇〇地区に住んでいたいと思う郷土愛を育てる。
事業の内容	子どもが安心して住める地区を目指し、子どもを中心にして、地区、学校、PTAなどが総ぐるみで安全マップの作成、安全講演などを行う。
期待される効果	区民総ぐるみで安全マップを作成することにより実用性のある安全マップを作成できる。 また、子どもと大人が一緒に活動を行い同じ目的を目指すことで、世代を超えて区民の絆を深めることができる。

※事業ごとに作成してください。

(書き方例)

事業を行う前

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

（収入）

区分	予算額（円）	説明
希望のまちづくり交付金	200,000	市からの補助
合計	200,000	

（支出）

区分	予算額（円）	説明
印刷費	50,000	安全マップ作成
報償費	60,000	講演会講師謝礼 30,000円×2回
消耗品費	90,000	安全啓発品の配布 500円×100人
		模造紙 10,000円
		のぼり旗の作成 1,000円×30セット
合計	200,000	
（うち対象外経費）		

※事業ごとに作成してください。

事業費の変更がある場合

希望のまちづくり交付金対象事業計画変更承認申請書

提出日

年 月 日

(あて先) 掛川市長

希望のまちづくり交付金交付
申請書と同様

所在地
申請者 名 称
代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた対象事業の計
画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

例) 講演会の講師を確保できなかった。

2 変更の内容

例) 報償費分を減額

3 変更事業計画書 別紙のとおり

4 変更収支予算書 別紙のとおり

5 その他

交付金交付決定通知書の右上に
記載

(書き方例)

事業費の変更がある場合

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

事業対象者	〇〇地区内に在中する小・中・高校生
事業期間 (実施日)	平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月
事業の目的	まちづくりにおいて、こどもは必要不可欠な存在である。こどもの力を活かして、楽しくまちづくりに参加してもらうとともに、ずっと〇〇地区に住んでいたいと思う郷土愛を育てる。
事業の内容	こどもが安心して住める地区を目指し、こどもを中心にして、地区、学校、PTAなどが総ぐるみで安全マップの作成などを行う。
期待される効果	区民総ぐるみで安全マップを作成することにより実用性のある安全マップを作成できる。 また、こどもと大人が一緒に活動を行い同じ目的を目指すことで、世代を超えて区民の絆を深めることができる。

※事業ごとに作成してください。

(書き方例)

事業費の変更がある場合

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

（収入）

区分	予算額（円）	説明
希望のまちづくり交付金	140,000	市からの補助
合計	140,000	

（支出）

区分	予算額（円）	説明
印刷費	50,000	安全マップ作成
消耗品費	90,000	安全啓発品の配布 500円×100人 模造紙 10,000円
		のぼり旗の作成 1,000円×30セット
合計	140,000	
（うち対象外経費）		

※事業ごとに作成してください。

事業終了後

様式第5号

完了報告書

提出した日

年 月 日

(あて先) 掛川市長

希望のまちづくり交付金
交付申請書の申請者欄に
記載した内容

所在地

報告者 名称

代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた対象事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 交付金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

事業が完了した日

交付金交付決定通知書、変更申請を提出した場合には、交付金交付決定変更通知書を見ながら記載

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者

印

審査結果の意見

何も記入しないでください。

(書き方例)

事業終了後

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

事業対象者	〇〇地区内に在中する小・中・高校生
事業期間 (実施日)	平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月
事業の目的	まちづくりにおいて、こどもは必要不可欠な存在である。こどもの力を活かして、楽しくまちづくりに参加してもらうとともに、ずっと〇〇地区に住んでいたいと思う郷土愛を育てる。
事業の内容	こどもが安心して住める地区を目指し、こどもを中心にして、地区、学校、PTAなどが総ぐるみで安全マップの作成、安全講演などを行った。
期待される効果	区民総ぐるみで安全マップを作成することにより実用性のある安全マップを作成できた。 また、こどもと大人が一緒に活動を行い同じ目的を目指すことで、世代を超えて区民の絆を深めることができた。

※事業ごとに作成してください。

(書き方例)

事業終了後

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

協議会の名称（〇〇地区まちづくり協議会）

事業名（若者育成事業）

（収入）

区分	決算額（円）	説明
希望のまちづくり交付金	200,000	市からの補助
合計		

（支出）

区分	決算額（円）	説明
印刷費	50,000	安全マップ作成
報償費	60,000	講演会講師謝礼 30,000円×2回
消耗品費	90,000	安全啓発品の配布 500円×100人 模造紙 10,000円
		のぼり旗の作成 1,000円×30セット
合計	200,000	
（うち対象外経費）		

※事業ごとに作成してください。

確定通知受理後

様式第6号

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により交付金の交付の確定（決定）を受けた希望のまちづくり交付金として、上記のとおり請求します。

（あて先）掛川市長

交付金交付決定通知書、変更申請を提出した場合には、交付金交付決定変更通知書を見ながら記載

年 月 日

提出した日

所在地

請求者 名 称

代表者

(印)

希望のまちづくり交付金
交付申請書の申請者欄に
記載した内容

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

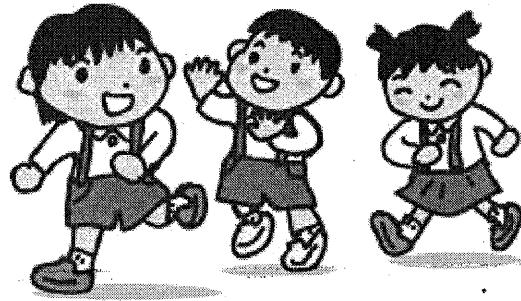
口座番号

口座名義人

まちづくり協議会で記載している口座を記載

別紙

- ・掛川市自治基本条例……………1
- ・掛川市協働によるまちづくり推進条例……………8
- ・掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則……………12
- ・掛川市希望のまちづくり交付金事業交付金交付要綱……21



掛川市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条・第5条）

第3章 自治の主体

　　第1節 市民等（第6条・第7条）

　　第2節 市議会（第8条・第9条）

　　第3節 市長等及び職員（第10条・第11条）

第4章 市政運営の原則（第12条－第23条）

第5章 協働によるまちづくり（第24条－第26条）

第6章 住民投票（第27条）

第7章 広域連携及び交流（第28条）

第8章 条例の検証及び見直し（第29条）

附則

掛川市は、海と山と街道がつながる豊かな自然に恵まれた日本有数の茶産地であり、市内には旧東海道宿場町や城下町としての多くの歴史資産が残る文化の香り豊かなまちです。そして、先人の先見性や叡智を礎に、全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきました。

私たちは、この風格あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

今、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方都市には、市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

これから時代、私たち市民に求められることは、自ら行動することや互いに信頼し、役立ち合うことです。これらがうまくかみ合い機能してはじめて、市民主体による協働のまちづくりが進展します。これは、市民自らの意思でまちづくりに参加し、市とともにみんなで支え合う「新しい公共社会」への発展にほかなりません。

このような流れが円滑に進み、成熟した社会になるためには、市民と市がこれまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、人づくりやまちづくりのあるべき姿についての考え方を共有する必要があります。

そこで、私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、このまち

を成長させながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意し、ここに本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、掛川市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民等、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営及び協働によるまちづくりの基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 市の施策の立案、実施及び評価の各過程に市民等が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責任を自覚し、互いの自主性及び自立性を相互に尊重しながら、対等な立場で連携を図り、又は協力することをいう。
- (5) まちづくり 市民等が幸せに暮らせるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(最高規範性)

第3条 市民等並びに市議会及び市長等は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとする。

2 市議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 本市における自治は、市民等が等しく参加でき、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 まちづくりは、掛川市生涯学習都市宣言の理念に基づき、地域の歴史及び文化的な特性を尊重して行われなければならない。

(基本原則)

第5条 本市における自治は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民等並びに市議会及び市長等がまちづくりに関する情報を相互に共有すること。
- (2) 参画の原則 市民等の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

第3章 自治の主体

第1節 市民等

(市民等の権利)

第6条 市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわりなく、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、知る権利の理念に基づき、市政に関する情報の公開を請求する権利を有する。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、総合的な視点に立ち、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、相互に意見及び行動を尊重し合うものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市長等に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるものとする。

3 市議会は、議会活動について積極的に市民等に情報発信するとともに、開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第9条 市議会議員は、市議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市議会議員は、まちづくりについての自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、政策形成及び市議会の運営に適切に反映させるよう努めるものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の役割及び責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、市政の運営に適

切に反映させるものとする。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員（以下「職員」という。）の育成を図るものとする。

4 市長等は、相互に連携を図り、一体として、市政運営に当たるものとする。

（職員の責務）

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとする。

第4章 市政運営の原則

（市政運営の基本原則）

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。

（総合計画）

第13条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、定期的に検討を加えるものとする。

（財政運営）

第14条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるものとする。

3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。

（行政評価）

第15条 市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第16条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。

(市民等からの意見聴取)

第17条 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聞くものとする。

(説明責任)

第18条 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

(行政手続)

第19条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

(職員通報制度)

第21条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第22条 市議会及び市長等は、市民等の市政についての知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 市議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第5章 協働によるまちづくり

(地域自治活動)

第24条 自治区（市内の一定の区域に住所を有する者（以下この項において「住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体で公共的活動を行うものをいう。以下同じ。）は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区（複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。）は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

(市民活動)

第25条 市民活動団体等（市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせずに活動するもの（自治区及び地区を除く。）をいう。以下同じ。）は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等に開かれた組織体制を整備するよう努めるものとする。

(協働によるまちづくりの推進)

第26条 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織（自治区及び地区をいう。以下同じ。）及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

- 2 市長は、まちづくりにおける課題に総合的に取り組むため、地域自治組織、市民活動団体等及び市で構成する会議を開催することができる。
- 3 市長等は、まちづくりに関する活動の促進を図るため、その活動を担う人材の育成に必要な環境の整備に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人（以下この条において「住民」という。）の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

第7章 広域連携及び交流

(広域連携及び交流)

第28条 市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況について検証を行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

掛川市協働によるまちづくり推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 地域主権の強化（第4条）
- 第3章 市民等及び市の役割（第5条—第7条）
- 第4章 地区まちづくり協議会（第8条—第12条）
- 第5章 市民活動団体等（第13条—第15条）
- 第6章 まちづくり協働会議（第16条）
- 第7章 雜則（第17条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号。以下「自治基本条例」という。）第26条第4項の規定に基づき、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、市民等と市が連携してまちづくりを行うことにより、誰もが幸せや生きがいを実感することのできる地域社会を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、自治基本条例の理念に基づき、相互に尊重し合い、ともに役割分担を考えながら、連携して協働によるまちづくりを推進するとともに、活力のある地域社会の実現に努めるものとする。

2 市民等及び市は、協働によるまちづくりに関する啓発、学びの場の提供等を通じて、市民自治によるまちづくりを担う人づくりに努めるものとする。

第2章 地域主権の強化

（地域主権の強化）

第4条 市は、自治基本条例第6条第1項の市民等がまちづくりに参加する権利を行使するために必要な環境の整備を図るものとする。

2 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等（協働によるまちづくりに関する活動の実施に関し密接な関係を有する者を含む。以下同じ。）との連携により、これらの団体が自らの意思と行動に基づき公共サービスを担うことのできるよう、地域主権の強化に努めるものとする。

第3章 市民等及び市の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等が行う協働によるまちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市民等は、共助の精神に基づき、自主防災組織その他地域における防災体制の充実を図るとともに、相互に連携しつつ、安全で安心な地域社会の実現に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第7条 市は、協働によるまちづくりを推進し、並びに地区まちづくり協議会及び市民活動団体等の活動を支援するため、まちづくり協働センターを置くものとする。

2 市は、地区まちづくり協議会の設立を支援するとともに、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等の健全かつ適切な運営を確保するため、これらの者に対する相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

3 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等に対し、地域資源を活用することにより、地域における起業及び雇用を創出し、地域の活性化及び課題の解決を図るための事業に関し必要な支援を行うものとする。

4 市は、協働によるまちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、その情報を地区まちづくり協議会及び市民活動団体等に対し、積極的に提供するものとする。

5 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等がまちづくり活動に関して自主的に行う情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

第4章 地区まちづくり協議会

(地区まちづくり協議会の設置の届出等)

第8条 市民等は、地区まちづくり協議会を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の地区まちづくり協議会とは、市民等が協働によるまちづくりを自主的に行うために組織した団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 地区の区域（隣接する複数の地区的区域を含む。以下「活動区域」という。）を単位とすること。

(2) 次のいずれかに該当する組織形態であること。

ア 活動区域内の地区をもって組織されていること。

イ 活動区域内の地区及び市民活動団体等をもって組織されていること。

(3) 設置の目的が、活動区域内の市民等が幸せに暮らせる地域の実現にあること。

(4) その運営が民主的に行われていること。

3 第1項の規定は、地区まちづくり協議会の名称、活動区域その他規則で定める事項を変更し、又は地区まちづくり協議会を解散したときについて準用する。

(地区まちづくり計画の策定等)

第9条 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画（地区まちづくり協議会の活動区域内の市民等が、自然、文化、歴史等の地域資源を活用しつつ、自らが取り組むべき活動の方針、内容等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定しなければならない。

2 地区まちづくり協議会は、前項の規定により、地区まちづくり計画を策定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定は、地区まちづくり計画を変更したときについて準用する。

4 市は、市政運営をするに当たっては、地区まちづくり計画を尊重するよう努めるものとする。

(地区まちづくり協議会に対する交付金制度)

第10条 市は、次の各号のいずれにも該当する事業を行う地区まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより、交付金を交付するものとする。

(1) 地区まちづくり協議会が主体となる事業であること。

(2) 地域の活性化に資する事業又は社会若しくは活動区域における課題の解決が図られる事業であること。

(事業報告)

第11条 地区まちづくり協議会の代表者は、規則で定めるところにより、事業の実績状況を市長に報告しなければならない。

(地区まちづくり協議会の連携)

第12条 地区まちづくり協議会は、相互の連携を図るため、協議により、代表者その他関係者により構成される組織を置くことができる。

第5章 市民活動団体等

(市民活動団体等の役割)

第13条 市民活動団体等は、専門的な知識及び技術を活用するとともに、地区まちづくり協議会と

の連携を図りながら、協働によるまちづくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

(市民活動団体等に対する財政支援)

第14条 市は、協働によるまちづくりに関する活動を行う市民活動団体等に対し、当該活動に要する費用の助成その他の財政支援を行うものとする。

(市民活動団体等の連携)

第15条 市民活動団体等は、相互の連携を図るため、協議により、代表者その他関係者により構成される組織を置くことができる。

第6章 まちづくり協働会議

(まちづくり協働会議)

第16条 市民等及び市は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、まちづくり協働会議（以下「協働会議」という。）を組織するものとする。

2 協働会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための施策に関すること。
- (2) 各地区に共通する課題に関すること。

3 協働会議において協議が調った事項については、市民等及び市は、その協議の結果を尊重するよう努めるものとする。

第7章 雜則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市協働によるまちづくり推進条例（平成27年掛川市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区まちづくり協議会の設置の届出)

第2条 条例第8条第1項の規定による届出は、地区まちづくり協議会設置届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成組織名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の協議会規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 活動目的
- (3) 活動区域
- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 代表者その他役員に関する事項
- (7) 構成組織に関する事項
- (8) 総会その他会議に関する事項
- (9) 事務局の設置に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) 監査の設置に関する事項

(届出事項変更の届出)

第3条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、前条第1項の規定により届け出た事項及び同条第2項各号に掲げる書類に記載された事項とする。

2 条例第8条第3項において準用する同条第1項の規定による届出は、前項に規定する事項を変更した場合にあっては地区まちづくり協議会届出事項変更届出書（様式第2号）を、地区まちづくり協議会を解散した場合にあっては地区まちづくり協議会解散届出書（様式第3号）を提出し

て行うものとする。

(地区まちづくり計画の届出)

第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、地区まちづくり計画策定届出書（様式第4号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、地区まちづくり計画1部を添付しなければならない。
- 3 条例第9条第3項において準用する同条第2項の規定による届出は、地区まちづくり計画変更届出書（様式第5号）を提出して行うものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(地区まちづくり計画の評価等)

第5条 地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、地区まちづくり計画の進捗状況及び実施の効果について、定期的に評価を行うとともに、当該計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 2 市長は、地区まちづくり計画に掲げる事業の実施状況に関する調査及び当該事業の効果に関する検証を行い、必要があると認めるときは、協議会に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

(交付金の対象経費)

第6条 条例第10条の交付金（以下「交付金」という。）の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 地区まちづくり計画に定められた事業のうち、次に掲げるものに要する経費
 - ア 疾病予防、介護予防、スポーツその他地域住民の健康増進に関する事業
 - イ 子育て支援、子ども育成、学校ボランティアその他地域における青少年の健全育成に関する事業
 - ウ 地域生活支援、生きがいづくりその他地域における高齢化対策に関する事業
 - エ 環境美化、ごみの減量、省エネルギーの推進その他地域における生活環境の向上に関する事業
 - オ 歴史文化、伝統芸能その他地域文化の振興に関する事業
 - カ 地域農業、地域観光その他地域の特性を生かした産業の振興に関する事業
 - キ 景観保護、緑化推進、定住促進その他地域における住環境の向上に関する事業
 - ク 減災、交通安全その他地域における防災及び防犯に関する事業
 - ケ まちづくりを担う人づくり、住民相互の交流その他連帯の精神に基づいた地域社会の形成

に関する事業

コ その他市長が認める事業

(2) 賃金、保険料、印刷費、文具消耗器材費、郵便料その他協議会の事務局の運営に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付金の対象としない。

(1) 既に市からの補助金、委託料等により財源が確保されている事業に要する経費

(2) 前項第1号に掲げる事業と相当の関連性を有すると認められない食糧費、報酬、報償費、賃金、手当（経常的に支出する役員報酬等を含む。）その他の経費

(3) 協議会の活動と関係のない団体等に対する負担金、補助金等

(4) 補償費、補填費及び賠償金（前項第1号に掲げる事業を目的とする契約の解除に伴い発生する賠償金を除く。）

(5) 貸付金、積立金及び寄附金

(6) その他市長が不適当であると認める経費

（交付金の細目）

第7条 前条に定めるもののほか、交付金の額、交付手続その他交付金の細目については、市長が別に定める。

（事業実績状況の報告）

第8条 条例第11条の規定による報告は、地区まちづくり協議会事業実績状況報告書（様式第6号）を提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

地区まちづくり協議会設置届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議会の名称	地区まちづくり協議会	
設置年月日	年 月 日	
活動目的		
活動区域		
活動内容		
事務所の所在地	掛川市	
代表者	住 所	掛川市
	氏 名	
	連絡先	

地区まちづくり協議会届出事項変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第8条第3項において準用する同条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

協議会の名称	地区まちづくり協議会	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更事項		
変更内容		
代表者	住所	掛川市
	氏名	
	連絡先	

地区まちづくり協議会解散届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第8条第3項において準用する同条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

協議会の名称	地区まちづくり協議会
解散年月日	年 月 日
解散理由	
備考	

地区まちづくり計画策定届出書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議会の名称		地区まちづくり協議会
策 定 年 月 日		年 月 日
計 画 の 名 称		
計 画 の 内 容		別添のとおり
代表者	住 所	掛川市
	氏 名	
	連絡先	
備 考		

地区まちづくり計画変更届出書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第9条第3項において準用する同条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

協議会の名称		地区まちづくり協議会	
変更年月日		年 月 日	
主な変更事項			
変更後の内容		別添のとおり	
代表者	住 所	掛川市	
	氏 名		
	連絡先		
備 考			

地区まちづくり協議会事業実績状況報告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

報告者

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

電話番号

掛川市協働によるまちづくり推進条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

協議会の名称		地区まちづくり協議会
事業実績書		別紙のとおり
収支決算書		別紙のとおり
代表者	住所	掛川市
	氏名	
	連絡先	
特記事項		

掛川市希望のまちづくり交付金交付要綱

第1 趣旨

市長は、掛川市協働によるまちづくり推進条例（平成27年掛川市条例第4号）第10条の規定に基づき、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「協議会」とは、条例第8条第2項の地区まちづくり協議会をいう。

第3 交付の対象及び交付額

次の表に掲げるとおりとする。

交 付 の 対 象		交 付 額
交付金の区分	経 費	
1 事業費	掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則（平成27年掛川市規則第 号。以下「規則」という。）第6条第1項第1号に規定する経費	当該経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
2 事務局費	規則第6条第1項第2号に規定する経費	60万円（規則第6条第1項第1号に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を実施しない協議会にあっては、60万円を超えない範囲内で市長が別に定める額）

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなら

ないこと。

ア 対象事業の内容の変更をしようとする場合で、事業費の額の変更を伴うとき。

イ 対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

(2) 提出期限

対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

交付金確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（様式第6号）

附 則

この要綱は、平成27年度分の交付金から適用する。

希望のまちづくり交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名 称
代表者 

年度分の希望のまちづくり交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。
なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請額 円

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

3 事業計画書 別紙のとおり

4 収支予算書 別紙のとおり

5 その他

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

協議会の名称（ ）

事業名（ ）

事業対象者	
事業期間 (実施日)	
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果	

(注) 事業ごとに作成してください。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

協議会の名称（ ）

事業名（ ）

(収入)

区分	予算額(円)	説明
合計		

(支出)

区分	予算額(円)	説明
合計		
(うち対象外経費)		

(注) 事業ごとに作成してください。

希望のまちづくり交付金対象事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた対象事業の計
画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 変更事業計画書 別紙のとおり

4 変更収支予算書 別紙のとおり

5 その他

完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
報告者 名称
代表者 印

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた対象事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 交付金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者 氏 名 印

審査結果の意見

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金の交付の確定（決定）を受けた希望のまちづくり交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地

請求者 名 称

代表者

印

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人